

子ども・子育て会議基準検討部会（第3回） 議 事 次 第

日 時 平成25年7月25日（木）9：30～12：30

場 所 中央合同庁舎第4号館11階第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 小規模保育事業について
- (2) 地域子ども・子育て支援事業について
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (4) 確認制度について
- (5) その他

3. 閉 会

[配付資料]

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料1 | 小規模保育事業について |
| 資料2 | 地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と考え方について |
| 資料3 | 幼保連携型認定こども園の認可基準について |
| 資料4 | 確認制度について |
| 参考資料 | 委員提出資料 |

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので「第3回子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、本日の委員及び専門委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。それでは、委員の御出欠について御報告申し上げます。

尾崎正直委員、佐藤秀樹委員、高尾剛正委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、高知県教育委員会教育長の中澤卓史様、全国保育協議会副会長の小島伸也様、日本経済団体連合会経済政策本部の酒向里枝様にそれぞれ御出席をいただいております。

また、吉田委員におかれましては、所用により10時ごろ到着と聞いております。

また、北條委員は少しおくれて出席ということで御連絡をいただいております。定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

なお、資料につきまして、議事次第に記載のとおり資料1～4及び参考資料をお配りしてございます。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

毎度、申し上げていることを改めてもう一度申し上げなければならないので恐縮ですが、前回の部会は予定の会議時間を大幅に超過いたしまして、課題によっては当初予定していた議論の時間を十分確保できないということで申しわけございませんでした。委員何名かの方からも、議事運営の改善を求められたところでございます。また、後日、一部委員からも改善の提案書を事務局宛てに提出していただいております。

それを受けまして、事務局とも御相談いたしました。1つは部会につきまして議題も多いということで、今日からでございますけれども、原則として会議時間を従来の2時間半から3時間を確保する。今日も、9時半から12時半までという予定にさせていただきます。

それから、2番目でございます。これまでも会議の冒頭に各議題のおおよその時間配分の目安をお示ししてございますけれども、なるべくその時間を守るということで、できれば意見書など、文書によって御意見の詳細をお伝えいただきたいということ。また、この場での発言につきましてはポイントを絞って御発言をお願いしたいということでございます。

そして、その上で、当初の時間配分より一定時間、例えば10分とか超過した時点で一旦発言を打ち切らせていただく。十分御発言いただけない部分もあろうかと思っておりますので、その点につきまして後日、意見書の提出などにより補っていただきたいと存じます。

皆様方の闊達な御意見を十分に時間がとれないということがありまして申し訳ございませんけれども、できる限り全員の意見を受けたいという工夫でございますので、よろしく

お願いいたします。私としては適切な議事運営を図ってまいりたいと存じますので、委員各位におかれましても御協力をよろしくお願いいたします。

また、今日は挙手でお願いしたいと思っておりますけれども、特に私のほうから両端の方といいますか、秋田委員、渡邊委員などはいささか目に入りにくいところがあるので、しっかりお手をお挙げいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は「小規模保育事業」、これが1番目ですね。60分程度の説明と議論をお願いしたいと存じます。

続きまして、「地域子ども・子育て支援事業」、これも60分程度での説明で御議論をお願いしたいと存じます。

3番目に、「幼保連携型認定こども園の許可基準」及び「確認制度」につきまして、一括して60分程度での説明と御議論をお願いしたいと存じます。

それでは、「小規模保育事業」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料1に沿いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

前回、小規模保育事業につきましてのたたき台なるものを出させていただいたわけございまして、それにつきましてさまざま御意見いただきましてありがとうございました。

そういったものを踏まえまして、今回これを受けての対応案というものを作成いたしまして、これを赤字で書き加えるような形で資料をつくらせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、まずお手元の6ページのところから具体的に説明してまいりたいと思っております。

6ページからは認可基準の中の職員数や資格要件ということにつきましての原案でございますけれども、前回出させていただきましての中でA型、B型、C型という3つの類型に即しまして、従事者の人数ですとか、あるいはその資格の中身等につきましての提案をさせていただいたわけでございます。

7ページをお開きいただきますと、まず、この最初の論点であります、どのぐらいの人数を特にA型、B型に求めるかという点につきまして、若干配置が薄く、6：1では配置が薄いのではないかとといった観点からの御意見、あるいはもう一人配置してはどうかというふうな御意見などをいただいております。

これを踏まえまして、今回の「対応方針」というところを書いてあるところですが、A型、B型の1・2歳児につきまして、現行の保育所、あるいはへき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に置きまして、保育所と同様の6：1の配置基準を基本とし、その上で小規模保育事業の特性を踏まえまして、従事者1名を追加配置するという形にしてはどうかという御提案でございます。

それから、8ページのほうにまいりまして、B型につきましては全員が保育士という形ではないわけですが、どのぐらい保育所の配置割合を求めるかという点につきまして、前回、「主な御意見」というところにございますように、2分の1以上を保育士とし

て残りを家庭的保育者で対応することとしてはどうか。あるいは、全員が保育士を要件とするとなかなか難しいのではないかと等々の御意見をいただいているところでございます。

今回の対応方針といたしまして、C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に置きまして、B型の保育士の配置割合につきましては、認可基準上2分の1以上とすることとしてはどうかということでございます。先ほど、人数につきまして、1・2歳児は6：1というところにプラス1名ということを申し上げました。したがって、B型につきましては保育所と同様、0歳児については3：1、それから1・2歳児については6：1の配置数プラス1名、これの2分の1以上について保育士であることを求めるといった形でございます。

その上で、保育士比率が上昇した場合、例えば4分の3などとなった場合には、公定価格上これを評価するような仕組みとして検討してはどうかといった形の御提案をさせていただきます。

さらに9ページのほうにまいりまして、こういった保育士以外の方の職員に対する研修等でございます。今回の対応方針の中で、制度施行までの間、B型の保育従事者及びC型の保育者につきましては、現行の家庭的保育の制度における基礎研修、それからC型の保育者につきましては現行の家庭的保育者に対する認定研修といった形で対応することとしてはどうか。

また、新制度に向けまして、この研修の内容は、今回は小規模保育事業の検討ですが、家庭的保育事業につきましてもやはり地域型保育事業の一つとして研修等のあり方も含めて基準の検討が必要でございます。そういった検討も踏まえまして、また見直しをしていく。その際に、一定の経過措置も検討するといった形の御提案をさせていただきます。

続きまして、10ページ以下がハード面の基準の内容でございます。前回、10ページの下のところでございますように、0・1歳児につきましては一人当たり3.3㎡、それから2歳児につきましてはA型、B型につきましては3.3㎡とするか、あるいは1.98㎡とするかといった両案の御提示をさせていただきました。C型については、一律3.3㎡というものでございます。

11ページをご覧くださいまして、前回、0～2歳児は一人当たり3.3㎡としてはどうかという御意見もいただいているところでございますが、今回お示しさせていただきました対応方針の中では、0・1歳児につきまして一人当たり3.3㎡と、それから2歳児につきましては現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの移行ということも念頭に置きまして、国のほうでお示しする基準としては一人当たり1.98㎡としてはどうかという提案をさせていただきます。

それから、12ページは屋外遊戯場等でございます。これは前回と同様、2歳児は一人当たり3.3㎡以上といった形で、なかなかその敷地の中での確保が困難な場合には付近の代替地でも可といった形にしてはどうかというものでございます。

13ページ以降は、「給食」の関係でございます。前回、13ページでございますようなA型、B型、C型ともに、原則として自園調理ということとしつつ、連携施設からの搬入は可能といった形での御提案をさせていただきました。

今回の御提案ですが、15ページのところでございますようなアレルギー等、安全に関する基準を定めた上で外部搬入を可能にするとか、あるいはそれが難しければ自園調理の原則でも構わないが、手薄にならないような調理要員の加算といったものを求めるといった御意見、あるいは自園調理を基本とすべきといった御意見をいただいているところで、これを踏まえまして16ページでございますが、A、B、C共通しまして自園調理を基本とする。

それから、業務委託というふうには呼ばれておりますが、自園調理をする前提でございます、その中でスタッフについては外部のスタッフに委託をするという、いわゆる業務委託という形の形態は保育所でも広く認められておりますので、そういった同様のところにつきましては同じように認める。その上で連携施設、あるいは近接した同一系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入は可能としてはどうか。

それから、C型につきましては現行上、外部搬入、あるいはそれ以外の方法等によりまして取り扱われていることが多くございますので、一定期間内に体制を整える前提で経過措置を設けることとしてはどうか。

それから、実際の給食に当たりましての衛生管理でございますが、保育所に準じた取扱いで内容的にはさらに整理をしていく。

それから、アレルギー対応等につきまして連携施設、その他の栄養士に嘱託する形でアレルギー児対応を含め、給食内容に関する相談・助言を行う体制を設けてはどうかといった形での御提案をさせていただきました。

それから、設備面はA、B、Cに共通いたしまして、調理設備につきまして利用定員に応じた設備内容ということで、具体的な内容については条例等の中で定めていくといった形にしてはどうか。また、外部から搬入する場合におきましても、必要な加熱や保存等の調理機能は必要という形でございます。

それから、調理員につきましても原則は配置ですけれども、業務委託、あるいは外部搬入等の場合には調理員の配置は不要といった形にしてございます。

それから、17～18ページにかけましては「耐火基準」についてでございます。これにつきましては前回、特段の御意見はございませんでしたけれども、今回の対応方針につきましては建築基準法、あるいは消防法との関係につきましては、保育所は家庭的保育事業についての位置づけを基本としてさらに整理をしていく。

これを前提といたしまして、小規模保育事業に対して特に求める事項としましては、前回の対応案の中で保育室等を2階以上に設置する場合は耐火建築物、あるいは準耐火建築物であることを求めるといった形で出していただいておりますけれども、そのほか①の消火器等の消火器具、②の非常警報器具、それから③の2階以上に設置する場合には保育所

と同様、手すり等の転落防止設備といったものを設けることとしてはどうか。

それから、避難階段につきまして当面、現行の認可保育所における取扱いと同様としつつ、認可保育所の避難階段に関する規制の見直しを踏まえて、今後準じて見直すこととしてはどうかというふうにさせていただいております。

それから、「連携設備」でございますけれども、19ページ以降でございます。前回、認定こども園や保育所、幼稚園を連携施設として設けるといった形で御提案をさせていただきました。これにつきまして、前回の御意見としまして20ページでございますように、連携施設の調整義務を自治体に課すことを明示すべき、あるいは嘱託医や栄養士について連携施設か行政で対応が必要。卒園後のための体制ということで、行政で整えてほしい。あるいは、卒園後の受け入れ先として連携施設が必要といった御意見をいただきました。

今回の「対応方針」ですが、さまざまな議論がございますので、この点につきましては保育内容の支援、あるいは卒園後の受け入れ先など、連携施設に求められる役割についてさらに検討ということにさせていただいております。

「検討の視点」といたしまして、※印の最初でございますように、連携施設を必ず設けることとするかどうか。0～2歳の事業である小規模保育に対する連携施設の役割、そこら辺が保育の内容の支援という面でどう考えるか。それから同時に、3歳以降の受け皿確保という面でどう考えていくか。

それから離島等で、幼稚園、保育所、認定こども園という教育・保育施設が存在しないようなケースもあろうかと思えます。そういった場合の対応はどうするか。

それから、小規模保育が連携施設を円滑に設定する上で市町村の役割をどのように考えるか。複数の小規模保育と複数の施設の間での連携などはどうであろうか。連携施設間で協定書等の締結を求めていくかどうか。連携施設であることについて、情報公表との関係で住民にどのように知らせていくのか。

それから、具体的な連携内容ですが、これについては21ページ、22ページに検討例の①、検討例の②ということで少しお示しさせていただいております。例えば、こういう連携が考えられるのではないかとということですが、21ページでございます「保育内容の支援について」という点につきましては、給食の外部搬入をする場合としない場合で大きく異なりますが、外部搬入を行わないという場合はⅡでございますけれども、献立の作成などにつきましてのアドバイス等が考えられるかと思えます。

それから、健康診断等につきましては、同じ嘱託医に委嘱する場合には合同の健康診断なども考えられるかと思えます。その他、園庭開放ですとか合同保育、後方支援、あるいは、行事への参加等につきまして、いろいろと小規模保育のほうから求めがある場合に、支障のない範囲でそれに協力をして園庭開放するとか、合同で保育をするとか、こういった連携が考えられるかと思えます。

それから、22ページのほうにまいりまして「卒園後の受け皿について」ですが、小規模保育事業が0・1・2歳を対象とする地域型保育事業でございますので、3歳以降の受け

皿ということをどういった形で確保するかということでございます。例えば、この幼稚園、保育所、認定こども園、それぞれ連携施設であるということを明示した上で、幼稚園の場合であれば入園選考の段階で優先的な取扱いをするということを明示する。それから、保育所の場合では市町村の利用調整の中で優先的に取り扱うということを明示する。認定こども園の場合には、その両者の取扱いをする。こういった対応が考えられるのではないかと考えております。

続きまして、24ページで「利用定員の区分」でございます。3つ論点を出しておりますが、C型につきまして前回、今のグループ型小規模保育事業が最大15名ということでされておりますが、このC型の取扱いを引き続きどうするかということでございます。実態などを見ながら、さらに検討していくということにさせていただいております。

それから、「定員弾力化の取扱い」「特例給付の取扱い」といった点につきまして、前回と同様の形で書かせていただいているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思いますので、挙手をお願いいたします。まず、まとめて挙げていただけますか。大体、人数を知りたいと思います。

それでは、秋田委員から順番ということよろしいでしょうか。

○秋田委員 名簿順で進めていただくということで、どうもありがとうございます。

今回御提示いただきました内容の中で、特に保育の質というところで保育士の定数に関してでございますけれども、B型で保育に従事する職員を1人追加配置するということは賛成です。特に私が支持したいのは8ページでございます、保育士比率が上昇した場合に公定価格上、段階的に対応していくことで保育士比率の上昇を促していく仕組みというものをご希望しているところでございます。これで一定の基準にするのではなく、よりよい質のためによりよい保育士の配置をしたところにはインセンティブがつくというような構造をご希望したいと思います。

その一方で、次の9ページ以降になりますが、研修の問題でございます。保育士における研修は、特に現行の家庭的保育者では長くこれに従事されている方たちがおられます。そういう方を優先的に対応できるような措置をしていただきたいと思いますということと、保育研修の内容として、個別の資格の問題がここでは研修として議論されているのですけれども、やはりグループ型保育でも集団的な保育ですので、園内研修というか、その保育士間の研修の重要性というようなことをどこかに書き込んでいただきたいと思います。研修の中でも含み込んでいただく。個々の子どもとの対応だけではなくて、そのグループの中でどのようにして共同して保育を行っていくのかというような観点を、研修内容の中にぜひ盛り込んでいただき、チームとしての保育という思想を入れていただきたいと思いますと考えてございます。

同様の観点で、連携施設の部分に関して20ページ以降の部分でございます。この点に関しても、連携のあり方としましては多様なあり方があると考えてございます。かなり自治体によって、へき地であったり、非常に多くの待機児童があるところであったりしますので、自治体の柔軟な判断というものを尊重していく。ですから、1：1の連携施設というような形を設けるのがいいかどうかは疑問です。むしろ複数の施設というのでしょうか、展望としてはコミュニティーサービスとして必ずその地域のコミュニティーのある範囲の中で、小規模保育から幼稚園、保育所、認定こども園に選択しながらも入園できるような形の調整ということを自治体が責任を負えるような展望を持った形の連携という形にさせていただけるとよろしいのではないかと考えております。

あくまでも、コミュニティーベースのサービスとして、子どもが発達を円滑に乳児から幼児に移行できるような形で合同保育なども行って、保育内容のチームワークを地域でつくっていくというような思想のもとで進めていただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、次にお願いします。

○中澤代理人 全国知事会の中で意見を多少集約してまいりましたので、それを報告させていただきます。

待機児童対策の課題を抱える都市部と、それから保育基盤維持の確保が困難な児童人口の減少地域、これは同じ小規模保育事業であっても抱える課題がかなり違ってまいります。例えば、保育士の確保、それから市町村単独での研修の実施、NPOや株式会社の民間事業所の参入、あるいは施設単独での運営だとか給食の自園調理、こういったものは都市部と人口減少地域ではかなり背景が違います。ですから、それぞれの地域の実情に合った制度となりますように、地域の実態に応じた小規模保育事業が可能となるようにしていただきたいというのが基本的な考え方でございます。

その中で、4点ございます。

1つは、職員数・資格要件でございます。例えば、現在の児童人口減少地域の小規模保育では、実際には5歳児までの子どもが利用しております。ですから、A型とかB型の職員数については認可基準で配置をし、保育士1名は確保するものの、地域の特性や利用している子どもの年齢から見て、看護師とか准看護師、保健師、幼稚園教諭、教師等といった資格取得者も、この基準でいう有資格者としていただきたいという思いがございます。

また、B型の保育従事者とC型の家庭的保育者の研修でございますけれども、これは人数が少ないもので市町村単独での実施は困難でございますので、合同でやるといったことも念頭に置いた形の研修をお考えいただければと思います。

また、地域で長年、子育てを行って知識と経験のある人材におきましても、地域の小学校や隣接の保育園等との連携のもとに市町村長が認めた場合は、保育従事者や家庭的保育者として認めることはできないのか。こういったことも、御検討いただきたいと考えてお

ります。

2点目は施設の設備・面積基準でございますけれども、地域の公民館とか空き店舗の活用も考えられますし、児童減少地域では高齢者施設と他の社会福祉施設との併用も考えられますことから、面積基準を大きくしますと施設改修等での対応が困難となることが考えられますので、市町村が地域の実情に応じて面積基準を定めやすいような基準をお示しいただきたいということです。

それから、給食でございます。自園調理ですが、現在のへき地保育所は自園調理を義務づけられておりません。したがって、自園調理を実施していないへき地保育所が小規模事業へ移行を希望する場合は、地域によって自園調理の体制を整えることが困難である場合があると思われまます。したがって、こういったものは特例として義務化の対象から外すといったことも必要ではないかと考えています。

4点目でございますけれども、離島やへき地などにおいて認可保育所への移行が困難なへき地保育所は、定員20名以上でも特例的に小規模保育事業に位置づけて、保育士資格や自園調理などの基準を緩和するほか、別途の支援策を講じるか、いずれかの対応が必要ではないかと考えております。

幾つかの事例を挙げましたけれども、特に人口減少地域においてはそれぞれの特性がございますので、地域で柔軟な対応ができるような基準というものをお考えいただきたいというのが知事会としての考えでございます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員どうぞ。

○橘原委員 本日の小規模保育事業につきましての8ページでございます。

論点②の「B型の保育士割合をどの程度のものと設定するか」というところですが、いずれにいたしましても、職員の配置基準につきましては保育所の規制緩和につながるようなものにすべきではないと存じております。現行の保育士制度、または現行の職員配置基準を守るとともに、小規模という特殊性を考慮し、先ほど秋田委員からも触れられておりましたが、職員1名の加配とすることが望ましいと考えます。

なお、2分の1以上保育士、残りを保育士不足を理由としての家庭的保育従事者とするにつきましても、反対の意を表明させていただきたいと存じます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、清原委員どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

まず、本日の小規模保育事業につきましては、これまでの委員の皆様の意見を反映して、基本的に「地域の実情に応じた多様な目的に活用できる」ことだけでなく、「質の高い保育を提供できる」ことを基本として、この案をまとめていただいていることに敬意を表したいと思いますし、おおむね大詰めの取りまとめをしていただいているものと本日の報告を受けて認識いたしました。

それは、私自身もかねて発言をさせていただきましたが、現在の「待機児童解消加速化プラン」に取り組む地方自治体を支援するためには、この夏をめどにこの小規模保育事業の方向性や基準がまとまることが求められておりますので、その意味でここまでまとめていただいたことを感謝します。そういう認識のもと、幾つか建設的に提案をしていきたいと思えます。

1点目は、本日提案いただきました「小規模保育事業の認可基準」につきましては、先ほどの「質の確保」ということを念頭に、職員数や資格要件については相対的に厳しい方向性が示されました。

1つは、「認可保育所と同様の配置基準を基本としつつも、小規模保育事業の特性を踏まえ、1人追加をする」ことを提案していただきました。これは秋田委員も御指摘いただきましたが、私はやはり質だけではなくて、現場は安全、命を確保しなければいけませんので、極めて重要なポイントだと思えます。

合わせて、安全の面では設備・面積基準だけでなく、給食についても原則「自園調理」とすること。ただし、先ほど知事会の意向も表明されましたが、中にはそれが直ちには厳しい中山間地等の状況もありますので、例えば連携保育所や病院等からの搬入についても提案がされていることは現実的だと思えます。そのようなことを支持したいと思えます。

なお、耐火基準等についても消防法の児童福祉施設としての基準等を目安にしながら、繰り返しになりますが、命を預かる現場ですので安全性については極めて厳しい基準というものを原則としては求めていく方向性を支持したいと思えます。

その上で3点目ですが、「連携施設」については幾つか委員の皆様と一定の合意を得なければいけないポイントがあると認識します。

その1点目は、今回整理していただいたものに沿ってお話ししたほうが良いと思えますので、21ページ、22ページに沿って発言をいたします。21ページには、検討例として「保育内容の支援について」、連携施設のあり方を整理していただいています。保育の質を確保する意味では、この保育内容の支援というのは極めて重要です。

そこで、例えば「嘱託医の配置」ですとか、先ほど発言しました「給食の自園調理」について、自園でできる場合とそうでない場合を整理するというのは、自治体が具体的に対応していくときに極めて有効と考えます。その意味で、連携施設の認定こども園、幼稚園、保育所と、このような関係性を具体的に図れるところ、あるいはそうではなくて先ほど申し上げました病院等、社会福祉施設等と連携をとるといような広がりも持って、可能性を整理していただいているというのは意味があると思えます。

さて、それでは「卒園後の受け皿」についてですが、これにつきましてはいろいろな考え方があり得ると思えます。つまり、繰り返しになりますが、地域の実情によっては卒園後の受け皿について深刻な問題がない自治体もありますが、そうではなくてやはりしっかりと小規模保育事業について、この卒園後の受け皿についてもあらかじめ想定しておく必要がある地域があります。

その後者の場合は、何よりも子ども自身、あるいは保護者に3歳以降の卒園後の受け入れについて不安があると考えられますので、ここは市町村が積極的に幼稚園や保育園や認定こども園と対話しながら調整機能を果たすことが求められていくと思います。

ただし、ここで子どもの卒園後の行き先については選択の自由も保護者にはあるわけですので、余り特定のところと連携しているということを強調し過ぎると、安心される方もいれば、その先まではまたその時点で考えたいという方もいらっしゃるのでは、そこで市町村がやはり調整していくことが求められてくるのではないかと思います。

ただし、市町村によってはそれぞれの実情に応じて、余り調整機能を発揮しなくても一定の卒園後の受け皿については考えられるのではないかと地域と、そうではなくてかなり積極的にしなければいけない地域があると思いますので、ここの保育の質の内容確保のための支援の部分は、原則として連携施設の一定程度の確保が求められると思いますけれども、卒園後につきましては地域の実情に応じて市町村の役割が発揮できるような方向性を確認していただければ心強いと思います。

また、時間軸として、ゆとりを持って連携施設を調整していきたいという自治体もあるでしょうが、比較的、直ちに小規模保育事業の保育の質確保のために連携施設を特定したいというところもあるでしょうから、その辺りの対応について経過措置なども考えながら、原則としてはあくまでも子どもの安全確保のために、連携施設の意義をそれぞれ小規模保育事業者だけでなく、地域の認定こども園、幼稚園、そして保育園の皆様の理解を得るように、市町村ともども説明をしていければと、このように考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員をお願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

今回の御提案について、とてもいいと思うところと、もうちょっと頑張っていたきたいと思うところがあります。

とてもいいなと思うところとしては、人員配置の部分でプラス1としてくださったのは半歩前進だと思います。

また、さらにより多くの多様な小規模保育事業者がきちんと移行できるようにA型、B型、C型に区分けし、さらにB型の保育従事者50%というところで決めようとされていることに関しては大変評価したいと思っております。全員保育士でなくてはいけない、そこを緩和してはいけないという御意見もあろうと思いますが、ただ、現状、地域の認証保育所や、あるいは保育室等の自治体独自の準認可保育所、あるいは認可外保育所がこの新しくつくられる公的スキームからはじかれるようなことがあってはいけないと思います。

新たな子ども・子育て支援法の中で、これまで認可外であった人たちもちゃんと包摂されて、そして職員の待遇も向上して、いい保育ができるようになるというのは、ひいては子どもたちの福祉に資することだと思うんです。ですから、よりたくさん、より多くの認

可外保育所の方々や、そうでない方々もきちんとここに入り込めるように間口の広い制度にしていくべきだと思いますので、このこうした間口の広さに関しては大変評価したいと思っている次第でございます。

また、さらにいいなと思うのが、連携保育所に卒園後の受け皿になってもらってはどうかというアイデアもすばらしいと思います。先ほど清原市長もおっしゃったように、0～2歳はようやく小規模保育に入れたけれども、3歳以降はどうしようというような不安は、私どものお預かりしている親御さんもよく言われます。よかったですと預かってくれませんかということも言われ続けています。

そこを、地域の幼稚園の方々、あるいは保育園の方々と連携して、大丈夫ですよ、3歳からここに入れますからというような形で、ある程度予約的なことができれば、非常に安心して小規模保育を利用できるんじゃないか。また、認可保育所や幼稚園の方にとっても、それだったら0～2歳のときにこの子を見ておきたい。だから、一緒に合同保育をしましょうよとか、あるいは園庭開放でこれからうちの園に入ってくる子を、こういう子なんだというふうに連携するある種のインセンティブにもなるだろうと思うのです。ですから、こうした卒園後の受け皿としての連携保育所という位置づけはとてもいいと思いました。

一方で、もうちょっとだけ頑張っていたきたいという点もあります。それが、人員配置でございます。0歳児の1：3に対して、現行の認可保育所と同様に1：6にしましょう。そのかわり、プラス1はしますが、ということなのですが、これは現在、我々小規模保育をやっている者としては、現状は0～2歳まで1：3というふうに非常に手厚い人員配置になっているわけです。そこからすると、人数によっては1：4、あるいは1：4.5というふうになってしまいます。

1：6に比べたらいいじゃないかというような御意見もあろうかと思うのですが、実はこの小規模保育には特徴がありまして、通常の大きな保育園だったら園長さんがいて、その園長さんが事務的なこと、あるいはマネジメントを行うというような形で実際の保育には入らないという方になります。

一方で、小規模保育の場合は例えば3人で9人を見たりしますので、皆が保育を行う人なのです。プレイヤーなわけです。そうすると、プレイヤーでありながら、さらに事務をやらなくてはいけないという状況になるがゆえに、小規模の場合はより手厚い配置にしなければいけないとなっているわけです。

ですから、その部分で1：6と1：3で認可基準にそろえるのはいいのですけれども、そうだとするならば、プラス1とともに事務負担などをカバーできるような人を加配、あるいはその基準に盛り込んでいただけたらと思います。

さらに、現状、小規模保育というのは家庭的保育を引き継いだ形になっていますので、最大8時～18時半ぐらいの短い保育になるのですね。一方で、普通の認可保育所基準になると例えば19時まで、19時半まで、延長保育も入れると20時までという形になってきます。そうなったときに、では職員の配置を、その人が8時から、あるいは保育準備もあって朝

の7時半から夜の19時半、あるいは20時までずっと見続けるのかということになると、これはかなり厳しいわけですね。それに、一応ローテーションみたいなこともさせなくては いけませんので、そう考えると、では1：6でプラス1をしているから足りませよねという ようなものでも実はないところもありまして、その部分をぜひ御検討いただけたらと 思います。

なかなか大きい園でカバーし切れるような、人がたくさんいれば人繰りができるところ が小規模保育だとできないというような特性をもうちょっと考えていただいて、プラスし ていただけたらと思うということです。

さらに、最後にもうちょっと頑張っていたきたいところとして、連携保育所の調整義務 です。引き続き検討というふうにあります。断られるということもやはり実際にある わけですね。それは、地域の保育所の方にとってみては、何で私たちがやらなければいけ ないのですかと言われてしまうと、小規模保育側としては、でも、できたらやっていただ きたいのですがというふうになってしまって、実際に断られるケースも残念ながら出てき ているのです。

そうなったときに、断られたので連携保育所がないですね。では、開園できませんねと なってしまうと、これはやはり地域のためにはなりませんので、そうなったときには自治 体がまあまあということで、ではここの園とお願いしますねということで調整していただ ければ無事に開園できるようになるかと思えます。そこを嫌がる市区町村の方は多分いら っしゃらないと思えますし、そんなに負担も大きくないと思うのです。基本的には、事業者 間同士でやればよいと思うのです。

ただ、どうしても無理な場合は、自治体がきちんと調整してくれるというようなことで あれば、自治体の負担もそこまで大きくないかと思えますので、ぜひ自治体の調整義務、 もしものときの調整義務というのは明示化いただけたら非常に助かります。ありがとうご ざいます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員どうぞ。

○榊原委員 ありがとうございます。

この小規模保育の事業というのは、新制度で新たに開拓される保育の分野ということで 大変大事なところだと認識しています。これまでの議論を受けて、とても丁寧に相当しっ かりした内容でまとめていただいていると基本的に評価しています。その上で、6点ほど 指摘をさせていただきます。

資料の8ページのところに、職員数や資格要件のことが論点として提示されています。 B型の保育士割合のところ。2分の1以上を保育士として、残りを家庭的保育者で対 応することとしてはどうかという意見に対してなんですけれども、これまでのこの会議で の大きな合意として、できるだけその高いほうの基準をとっていかうということがあった と思えます。

ただ、現実にそういう基準に達していないところにも事業所に入ってきてもらうにはどうするかというところが知恵の出どころだと思うのですけれども、方向性としては、あるべき高い基準に流れて移行していただくというゴールが見えるような形にして、例えば当面はこうしたあり方を認める。家庭的保育者の対応も認めるような形を入れながら、数年の移行期間を置いた上で、あるべき基準に引き上げていってもらうというような経過措置のような形で取り入れてはどうかと思います。

それから9ページですけれども、研修のことが書かれています。家庭的保育の研修、保育補助者への研修というふうになっています。これまではこうした、例えば家庭的保育などを実施する市町村としない市町村とある中で、市町村がこうした研修も行うというような体制だったと思うのですが、これから全国一律、こうした制度が普遍的に導入されていく中においては、研修というようなより専門性の蓄積が求められる事業は都道府県の仕事と位置づけるべきではないかと思っています。

参考とされているのがフランスの家庭的保育のシステムだと思うのですけれども、フランスでも家庭的保育、保育ママさんたちのリストを登録し、管理しているのは市町村なのですが、研修は一律都道府県の仕事になっています。そのほうが研修という、より知見を高めていくべき仕事を、よりいい水準で移行させていくのにもいいのではないかと考えています。

それから12ページですけれども、「設備・面積基準」のところ、屋外遊戯場について付近の代替地などでも可能にするのでいいのではないかという点です。既にそうなっている状況もあるので、いきなりここを高くすることは不適切なのかもしれませんが。

ですが、特に都市部でこうした代替地OKとされた保育所が多い地域では、公園にあちらからもこちらからもいろいろな保育所の子が来ていて、子どもたちを自由に遊ばせることができないような混乱が既に起きているということを見聞きしています。そういった事態では、結局子どもたちには適切な屋外遊戯場がないということになってしまい、子どもの発達上、大変な問題であると思っています。

これを、事業者の責任で代替地を見つけて遊ばせなさいというのではなくて、自治体の適切な屋外遊戯場を代替でも確保し、それぞれきちんと遊べるような環境が整えられているのかということを見守る覚悟、自治体が見届けるといような仕組みを入れてはどうか。その際に、例えば学校であるとか、高齢者の施設であるとか、公有地であるとかといったものも自治体がかめば調整できるのではないかという観点も含めて、自治体の責任をここにかませてはどうかと思っています。

4点目が、16ページの「給食の取扱いについて」です。ここに、「対応方針」として書いていただいた考え方に大変賛成しています。ありがとうございます。その上で、調理員の配置のところ。ここは、この方向で自園調理を基本としてぜひやってくださいということです。

それから、18ページの耐火基準のところ。最後に書いてある避難階段について、規

制を緩和する意見もあるということは私も認識しているんですけども、ここは清原市長も御指摘なさいましたが、子どもの命に直接かかわる部分ですので、慎重に子どもの安全性最優先で検討をしていただきたいということを改めて希望したいと思います。

大津波があり、大震災があった、あの三陸の地域の保育所で、ほとんどの保育園が建物は何も残っていないのに子どもたちが見事に逃げ延びたという状況を私も取材させていただいてわかったのは、日ごろからのこうした安全確保の準備が万端な保育園が大変多かった。それが本当にすごかったのだなと思いました。

都市部においては、津波はこないかもしれませんが、もっと別の危険がたくさんあります。そうした子どもたち、自力では逃げられない大変な弱者である子どもたちを一人残らずきちんと避難させる。それだけの手段がきちんと確保された環境を整えるという観点から、この点について改めて御検討をお願いしたいと思います。

それから、22ページで「卒園後の受け皿について」です。いろいろな委員から御指摘がありました。私も、連携施設の義務づけというような硬直したやり方は、地域によって事情が違うのでどうかと思います。自治体が利用者に意向調査をして、その上で適切なその施設、受け皿の整備をしていくということが今回のこの新制度の基本的なあり方ですので、自治体に調整の義務、責任を持っていただくという中で、事業者同士で連携先を持つというような地域によってはそういったやり方、事業所によってはそういうやり方ということも認められるような方向でいいのではないかと思います。

最後にもう一点、先ほど知事会のほうのお考えとして、できるだけその地域の事情が反映されるような首長たちの裁量を大事にすべきだという御指摘がありました。私も、基本的に同じ考え方です。

ただ、地域の子どもたちの現在の状況を見たときに、例えば人口減少が最も進んでいる、最も小さな自治体である高知県の大川村というところに私も取材に行きました。村中の子ども、たしか7人ぐらいの子どもを集めた保育所が学校の跡地で行われていました。子どもたちは保育に欠けるわけではないのですけれども、子どもたち同士で育つ場がないということでそこに集まってきていて、日中を切磋琢磨しながら過ごすという都会の保育園とは違う機能を見させていただきました。

学校の小さな場所を使っていたので調理施設はないのですけれども、でも、ガス台1つを使って天ぷらをやっていました。お庭で育てたニンジンなどを天ぷらにするということが、その日の保育の中の大変大事な取り組みの一つでした。そういったところを見ても、私はやはりその調理、食事ということを含めた保育というものがいかに大事かということをそこで改めて学ばせていただいたと思っています。

つまり、財政が厳しかったり、子どもの数が少なかったりというふうに、人口減少が全国で広がっていく中で厳しい自治体があるのは事実ですけども、そういった子どもたちの育つ環境こそ全国一律に保障していくということを、ここで改めて確認する必要があると思っています。

ですので、地域の事情を反映しつつ、しかし、全ての子どもに豊かな保育環境が保障されるということはやはり譲れない部分としてきちんと組み込んでいただきたいと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

小規模保育事業というのは少人数、それから0～2歳の乳幼児が対象であること、それから地域の実情に応じた事業展開ができるところに大変特徴があると思っております。

今回の御提案につきましては、私どものほうから意見書という形で出させていただきます。ほとんどのことに賛成するという形で、書かせていただいたとおりでございます。何点かだけ、つけ加えさせていただきますと思います。

まず、私の意見書の8番のところで連携先という形で書かせていただいております。この連携先につきましては、同一法人が同じ市区町村の中だけではなくて、近隣で運営しているようなケースもあるかと思えます。そうした場合に、例えば給食というのを同じ市区町村内の全然違う法人から搬入をしてもらうのではなくて、近隣であるならば同一法人の中でというような考え方、少し地域の範囲を広げて考えるということも必要ではないかと思っておりますので、まず1点、それをつけ加えさせていただきますと思います。

それから、2点目です。先ほども意見がございましたが、東京都認証保育所、横浜保育室というような、現在待機児童の解消に大変寄与している事業が、この小規模保育事業、認可保育所に包括されて、これまでどおりにサービス提供、保育の量の拡充と質の担保ができるような形で取り入れていただけるようにしていただきたいと思っております。

以上、2点です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木です。

P. 19の(5)連携施設について意見を述べます。家庭的保育事業では、家庭的保育者の孤立や保育の不透明性を解消することを目的に、2000年から連携保育所の指定が補助要件となっております。この仕組みが導入された当初は、家庭的保育者も保育所もどのように連携を図ったらよいかかわからずにおりましたが、13年が経過した今、家庭的保育の子どもが行事に招かれたり、毎月行われるお誕生日会で一緒にお祝いをしてもらったり、定期的に年齢別のクラスに入れてもらって過ごしたり、給食を一緒に食べるなど、連携保育の内容や連携保育所との関係も変わってまいりました。

その中で感じていることは、連携は単に保育者の孤立の予防のみならず、保育の質を向上させるために活用ができるということです。例えば行事に参加をしますと、園庭で保育所の子どもたちと交流をし、その後保育室に入ってお誕生日会や節分などの行事体験をします。また、プログラムによってはパネルシアターや、エプロンシアターや、手遊びなど

のような児童文化的な遊びを見る機会もあるので、子ども達は楽しそうですし、教育的な配慮がされているので、静かに見ることもできます。このような経験を通して、子どもたちは次の連携保育の日を楽しみにするようになります。

また、保育室には季節感が味わえるような壁面の装飾や、子ども達の作品が飾られているので保育者にとっても学びの場になっております。

また、保護者にとっても家庭的保育に連携保育所があることで、より高い信頼が得られると感じています。

個々の保育所の連携保育所の活用の仕方はさまざまです。21ページに例が挙げられていますが、これらのこと全てを満たせるようなところはまだ少ないのが実態です。保育所にはさまざまな専門職がいるので、その力を借りながら保育ができることが一番大きな利点だと思っております。子どもを連れて連携保育所に行く保育者もいれば、夜や週末に保育所の研修に参加している保育者もいます。子どもを連れて行かれないところもありますので、そういったところの保育者はいろいろな形で連携保育所を活用していると思います。

卒園後の受け皿ということについてですが、私はこの3月まで横浜市で家庭的保育を行ってきました。その経験からいえば、当初は保育園の数が少なく3歳以降の受け皿も少なかったため保護者は、2月を迎えることになると、うちの子どもは、保育所に入れるかしらととても心配されていましたが、最近は保育園や幼稚園の預かり保育も増え、選択肢が広がり、受け皿がないというような悲観的なお話は以前ほど聞かれなくなっています。

また、連携保育所で受け皿を義務づけるというお話については、受け皿がある事で安心する保護者もいますが、保護者によっては3歳以降の受け皿として、いろいろなところが選択できるので良いというふうに考えて、自分で探した幼稚園を予約したり、保育園の様子を見に行ったりしています。このような事から選択の自由があるということも良いのではないかと思っています。

最後に、公園のお話しについてですが、駅の近くの公園に行っていましたので状況は良くわかります。いつも満員で時間差がないと遊べないような状況になっています。保育園の4歳や5歳の大きな子どもたちと固定遊具で遊ぶ機会があっても、私たちが連れていく子ども達は0歳や1歳や2歳の子どもたちなので、集団として一緒に遊ぶと、体力差があり危ないため、端に寄って遊ばせるなどして気を付けていました。地域のお母さんたちも同じような年齢のお子さんを連れて来ていますので不安がって、帰るような状況になっていました。

このような状況ですから、その辺の仕組みを自治体が調整するという事は、先ほどお話がありましたように大事なことと思います。しかしそれは、駅の近くの公園の特徴であって、駅から遠い公園ではそれほど多くの数ではありません。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、あと3人ですね。まず、宮下委員からどうぞ。

○宮下委員 まず、小規模保育事業の14ページの「給食」についてございますけれども、0・1・2歳にとりましては食事というのは非常に大事なものだと思っています。また、今、幼稚園のほうでも給食などで食物アレルギーへの対応が大きな課題になっております。そのようなことから、自園給食が望ましいと思います。

ただ、それを現実に行うためには、3人の子どもさんを1人の保育士が預かって、食事の支度までするというのは困難な話だと思います。預かっている子どもの安全性から考えましても無理があると思います。ですので、調理業務に従事する職員は確保していただきたいと思います。

2つ目としては連携施設についてですが、連携施設は子どもの豊かな育ちのためにも必要であると思います。私がかかわっている幼稚園で、以前小さな無認可保育園の子どもが先生方に連れられて遊びにきたことがありましたが、子どもたちは幼稚園の園庭で非常に楽しそうに遊んでいました。また幼稚園側の3歳児などがお兄ちゃん、お姉ちゃんらしい姿を出しまして、子ども同士の育ちの中でも連携するという事は大切だと感じました。

また、3歳児以降どこにも受け皿がないというのは、子どもの教育、保育の連続性を考えますと、余りに悲しいことだと思います。幼稚園、保育所、あるいは認定こども園が、確実に受け皿としての役割を果たしてもらえるように、市町村等においてもそれぞれの責任において進めていただけるとありがたいと思っています。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員をお願いします。

○山口委員 日本こども育成協議会の山口でございます。2点ございます。

まず1点ですが、連携施設からの給食の搬入に関してです。この連携施設というのは、一体どれぐらいの距離を考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

といいますのは、認可保育所の分園の通達ですと30分圏内ということが盛り込まれていますが、30分も離れたところで連携施設だというのはちょっと無理があると思います。

例えば、給食の搬入に関しましても、センター事業などを行っていらっしゃるような専門の事業者であれば安全に食を搬送したりすることができると思うのですが、そういった専門事業者でない福祉施設であるとか、そういったところから違う施設に食を搬送することで何らかの事故が起きることは十分に考えられるわけです。やはり連携施設と本園との距離が短ければ短いほど安全だということなのですが、ここでどれぐらいの距離のことを考えていらっしゃるのかをお伺いしたいというのが1つです。

2つ目が、自治体の調整義務の件に関してです。卒園後に受け入れ先を確保するという部分では、自治体の調整義務というのは必要だと私は思っておりますが、しかし、連携施設を、小規模施設を強制的にかどうかわからないですが、自治体がある程度、公権力を使って調節するというのはいかがなものかと考えております。あくまでも民間と民間との契約になるわけですから、そういったものに公権力がどこまで介入できるのかといったところに疑問がございます。

例えば、先ほどの給食の搬入に関して、小規模施設が安全に管理してくれるというふうな自信がないと、連携施設のほうも怖くて搬入というような行為はできません。また、この機能の中に合同保育を行うようなことも書いてございますが、全く違う保育感を持った者同士が同じ園で合同保育をするというのも非常に問題が起きやすいかと思います。

そういった意味では、やはりその事業者とは当園では合同はしたくないという気持ちとか、そういう判断は当然あると思います。そこに調整義務というものが入ってくるというのはそぐわないのではないかと考えております。以上です。

○無藤部会長 御質問については、後でお答えいただきたいと思います。

それでは、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 小規模保育事業の認可基準全体のことについて申し上げたいと思うのですが、この小規模保育事業の認可については基本的に市町村が条例で定めることとなっております。職員の資格、それから人数等は従うべき基準、それ以外は参酌すべき基準に振り分けられております。

基本的な考え方として、現行の類似の事情や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定するという前提で、今、具体的な各項目の内容について対応方針等が示されているわけでありますが、全体としては評価したいと私は思います。

ただ、1つ気になるのが、対応案のA、B、C型というふうなことで区分して、これもいいと思うのですが、その中のC型の中で、いわゆる保育士以外の方々について、市町村長がある一定の研修を終えた者を認定するという考え方になっていくわけでありますが、この認定をする判断基準といいますか、これを我々市町村長が認定する際にいろいろな研修の課程があると思うのですけれども、どういう判断でそれを認定していくべきなのかという具体論がまだ乏しいのではないかという感じがします。

それらを踏まえながら全体的に考えていくのであれば、先ほど全国小規模保育協議会の駒崎さんからお話があったように、事業者としては非常に幅広く、また多様な体制の中で小規模保育事業として展開しやすくなるというのが広く認知されていくことになるのではなからうか。

また、それも市町村とお互いに信頼を確保しながらやっていくことになるわけでありますので、そういう立場からも非常に柔軟に考えられた対応方針ではないかということで理解します。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、一通りお聞きしたということで、御質問もありましたが、いかがでしょうか。

○橋本保育課長 それでは、先ほど山口委員のほうから御質問がございました点についてお答えしたいと思います。

現在の保育所の分園制度の中におきましては、中心保育所との間で連携関係を持つということが前提となっております。その際の考え方といたしまして、通達の中でどのように書かれているかといいますと、中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心

保育所と分園との距離については、通常の交通手段により30分以内の距離を目安とするという書き方がされております。

この30分というところが一律の機械的な目安になじむかどうかというところは御議論があらうかと思ひますし、また、小規模保育の連携先としてこれをそのまま同じ考え方でいくのかどうかというところは、またそれぞれの地域によってもいろいろな対応は違ってくるだらうとは考へておりますが、今の一つの参考になる事例として申し上げればそういった形になっているということでございます。

それから、渡邊委員のほうから、市町村のほうで認定につきましての認定研修の内容ということについてお話がございました。今、通達の中で、市町村におきます認定研修の内容につきましてはガイドラインという形で示させていただいております。今度、この新しい制度の中での家庭的保育事業につきましても、また認可基準につきましても御議論をこの後の会議でいただかなければなりません。その中で、研修の中身が現行どおりでよいかどうかということにつきましても、また改めて御議論が必要かと思ひておりますが、現在は一応そういった形でのガイドライン的なものはお示しさせていただいているということだけ御承知いただきたいと思ひます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

そういうことで、小規模保育事業は今日の取りまとめはちょっと無理なので、次回に何とかそういう方向でと考へておりますので、事務局にいろいろお願いしたいと思ひます。

それでは、次の議題でございますけれども、「地域子ども・子育て支援事業について」、これは前回、一通り御説明申し上げましたけれども、事務局より簡単に補足をお願いいたします。

○竹林少子化対策企画室長 資料2でございます。地域子ども・子育て事業でございますけれども、前回十分御議論をいただく時間がございましたし、もう説明はしておりますので今日は繰り返しません。

資料につきましては、前回お示しした資料の中で「主な検討課題と考へ方」と書いてあった論点の部分だけ抜き刷りをしてコンパクトな資料にした上で、前回いただいた御意見については赤字で追記をしております。それ以外の現行制度を説明していた分厚い部分につきましては、皆様の閲覧用と書いてある資料の中に逆に分離した部分は入れておりますので、適宜必要に応じて御参照いただければと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○無藤部会長 それでは、御質問、御意見がおありの方、挙手をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

では、今度私のほうから見て左側からいきたいと思ひます。坂本委員から願ひします。

○坂本委員 全国保育サービス協会の坂本でございます。

こちらのほうにつきましても、私どもからは資料という形で出しておりますので、それ

をご覧くださいながら意見を述べます。

まず、地域子ども・子育て支援事業の中で、私どもとしてはもう少し居宅訪問型保育事業をふやしてはどうかという御提案をさせていただきたいというのがまず1つでございます。居宅訪問型保育のメリットの1つは、施設保育型で預けるということだけではなくて選択肢が広がるということ。それから、基本的に施設をつくる必要がございませんので、人件費のみというようなところで、いわゆるイニシャルコストの部分がかなり低減できて導入しやすいところです。

どの事業に居宅訪問型保育が展開できるのかというのは、私どもの資料の9ページに少し図にして示させていただいておりますので、こちらをご覧ください。

まず送迎保育、これは現在も非常に多い事業なのですけれども、早朝に保護者の代わりに保育園に送り届けること、お迎えに行ってもその後、自宅に保護者が戻るまでという保育もございます。

病児・病後児保育については居宅訪問型保育という形で書いていただいております。

さらに、一時預かりというのも保育所等に預けるだけではなくて、場面に応じれば自宅に来ていただくほうが利用者にとって利便性が高いというようなケースもあるのではないかと、幾つか図で示させていただいておりますので、ぜひこうした中身のところを御確認いただければありがたいと思います。

実は、この図の中にはないのですけれども、事業の④といたしまして乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業というのがあるかと思っております。たしか前回の委員会の中で、ほぼ1回のみ保健師さん等が訪問しているというお話があったと思っておりますが、実際に産後の保護者にとってはもう少し何回か来てほしい、ちょっとサポートしてほしいと思っている方々が意外といらっしゃるようですので、1度目は別といたしまして、この御家庭にはさらにちょっとした支援が必要ではないだろうか、あるいは保護者自身が求める場合にはさらに複数回誰か支援者が行けるような形での事業としても取り入れていただければどうかと思っております。

個別保育に関しましてはリスクがあるといわれておりますけれども、複数の業者を指定することによって切磋琢磨という中でリスクヘッジとはできるのではないかと。あるいは、研修の充実を図ることによってリスクヘッジを図っていくこともできるのではないかと思っております。

また、居宅訪問保育者を保育士等のいわゆる有資格者だけに限るのではないことによって、地域の人材の掘り起こしであるとか活性化にもつながっていくと思っております。

さらに、特別なニーズのお子様について、障害児とか慢性疾患のお子さんということが従来からいわれておりましたが、実は多胎児のお子様で、双子ちゃん、三つ子ちゃん等の御家庭もあるかと思っております。そうしたご家庭に対しても、より柔軟なサービスが提供できるようにしていただきたいと思いますと思っております。

特別なニーズを持つご家庭に対しては、いわゆる対象児童の年齢だけに限るのではなく

て、御家庭は大変なものであることを考慮して、年齢の上限を検討するなどし、多くの子育て家庭の支援を図れるようにしていただきたいと思いますと思っております。

もう一度、表のところに戻ってご確認ください。実は現在、産前・産後の支援事業、産前・産後休業時育児支援事業、あるいは多胎児家庭への支援事業というものが国の事業としてあるのですが、今回の地域子ども・子育て支援事業の中にはその部分が含まれておりませんでした。ぜひとも、こうしたものも継続して導入していただくような形でお願いしたいと思いますと思っております。

さらに、もう少しだけお時間をいただきましてお願いしたいことがございます。今回の事業は個人給付だと思いますが、こうしたサービスは利用者の需給に任せるのが一番よくて、それを行政がサポートしていく形が望ましいのではないかと考えております。

例えば石川県が子育てパスポート事業をしたり、あるいは杉並区等が子育て応援券などを出していらっしゃるような形でのバウチャー制度にするということで、行政のほうからはサポートをしていただき、本当に利用者が欲しい子育てサポートができる仕組みづくりというものをぜひとも検討していただきたいと思いますと思っております。

最後ですけれども、今回いただきました資料を見ますと、放課後児童クラブの内容が抜けているような気がするのです。前回まではたしか13事業あったかと思うのですが、この1つ事業がなくなっている理由についてぜひとも御説明をいただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○無藤部会長 追加説明、質問は後でまとめてということで、それでは駒崎委員どうぞ。

○駒崎委員 小規模保育を行いながら、NPO法人フローレンスという団体で病児保育を行っております。ですので、今回病児保育について意見を申し述べさせていただきたいと思えます。

現状は病児保育ですけれども、大変なニーズにもかかわらず、国民の病児保育ニーズには応え切れていない状況です。それは、既存の施設型病児保育ということ厚労省は推し進めてきましたが、残念ながら小児科医の数が限られている。あるいは、予算制約等々においてこうした施設というのは十分に目標を達成している状況ではございません。

ですので、この施設型病児保育に加えて訪問型病児保育というものをきちんとこの病児保育政策の中に位置づけ、施設と訪問型が連携し合いながら多層的なセーフティネットを構築していけるような仕組みをつくっていただけたらと思っております。

この訪問型病児保育をふやしていくためには、従来、事業者や施設に対して補助するという形をとっていましたが、この形式だとどうしてもその施設や事業者等に寄ってしまう、なかなか事業者間の切磋琢磨というものが行われません。ですので、利用者を補助する。事業者を補助するのではなくて利用者を補助するという、先ほど坂本委員もおっしゃってくださったようなバウチャー形式をきちんと国のほうでメニューとして位置づけていただくこと、これが自治体にとってもある種の気づきの機会になるという部分がございます。

東京23区の中でも、渋谷区等は病児・病後児保育バウチャーというものを既に実践しております。こうした先例がありますので、そうした事例をある種、国がきちんとピックアップして、こういうやり方もあるのだというものを明示していただきながら、より自治体が柔軟に地域に応じた病児保育の政策をとれるように、そして病児保育が当たり前の社会インフラになり、子育て、仕事の両立ができるような政策をぜひ実現していただけたらと思います。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

小室委員、お願いします。

○小室委員 ありがとうございます。

今の駒崎委員の意見に大変賛成です。保護者として施設型だけだと、先日も手足口病が非常に流行ったのですけれども、ある地域で何かが流行ると、もうその地域はいっぱいになってしまいますので、地域を越えて柔軟に動いていただける訪問型がないと、実際には保護者にとって大変困る状況ですので、これについては積極的に推進していただきたいというのと、先ほどの坂本委員のバウチャー制についても利用者にとって大変ありがたく、ぜひ推進していただきたいと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

地域子ども・子育て支援事業については、今回大変網羅的に多くの事業が区分されて整理されているわけですが、自治体の現場で申し上げますと親と子の保健、つまり健康維持にかかわる部分と、子ども・子育て支援の部分とがそれぞれ役割、機能を特に強く保健に持つものや、子ども・子育て支援に持つものがそれぞれ一応13区分という列挙をされていることになります。

現場では、こういう例があります。「乳児家庭全戸訪問事業」、これは三鷹市の場合は民生児童委員の方をお願いをしております、新生児が誕生したときに訪問をしていただいているのですが、そのような見守り活動が相対的に乳児訪問の利用率を高めるといようなプラスの影響が見えています。

つまり、孤立して子育てをするのではなくて、さまざまな子育て支援のサービスも受けていいのだということになりますと、見守り活動から保健の意識が高まり、子どもの健康管理だけではなくて、保護者が相対的には産後のストレスを感じることを率直に相談していただくというような関係も生まれています。

したがって、この地域子ども・子育て支援事業の中には先ほどの御意見、いろいろありました病児・病後児のことも含めて、健康の問題と具体的な子ども・子育て支援がそれぞれ要因としてありながらも一定の列挙がされていますので、別々のように見えますが、実は取り組みの中には相互の連携があるということ、よりポジティブな方向で進めていければ望ましいかと考えています。

そこで2点目でございますが、「担い手」のことで申し上げます。1つの例として、7番目にファミリー・サポート・センター事業があります。これは、地域型保育事業における居宅訪問型保育とどのように住み分けていくかという課題もございますし、市町村としてどのように支援を今後していくべきかという課題があります。一方で先ほど例を出されました病児・病後児保育のときの訪問型を考えていたときに、ファミリー・サポート・センターの支援会員さんがどのように活躍できるかということが課題になってきます。

担い手としては、やはり医師、看護師、広げて保健師、あるいは助産師というような専門性をお持ちでない一般の住民の方が支援会員として病児・病後児保育にどれだけ貢献できるのか。あるいは、新規の事業者がこのような取り組みにできるのか。ニーズを最優先で考えたときには、従来の事業と新しい事業との間で担い手をどのように確保し、また、どのような研修を整備すればニーズにかなった担い手が活躍できるのかといった課題がここに含まれているように思います。

最後に、やはり地域で子ども・子育て支援事業をしていただいているNPOでありますとか、社会福祉法人でありますとか、保育園の方のお話を伺いますと、最近では発達障害のお悩みですとか、親子の関係性をどのように円満に持っていったらいいのかとか、かなり具体的な相談を受けていただいています。

その受けている場所は、さまざまですね。地域子育て支援拠点事業で受けている場合もありますし、先ほどのようなファミリー・サポートの支援会員さんが受けてつないでいただいている場合もありますし、例えば乳児家庭全戸訪問事業で聞かれたことをしかるべき支援機関につないでいただいていることもあります。

したがって、要保護児童支援ネットワークというのが主として被虐待児の支援のために法定で設置されているのですけれども、そのような目的が明確である場合もありますが、総合的に本日資料2で列挙されております地域子ども・子育て支援事業のネットワークのあり方、連携のあり方、相当複雑になるかとは思いますが、そのような連携をコーディネートする上で、引き続き市町村の役割はかなり重いと思いつつ、児童相談所や保健所といった都道府県の機関との連携も不可欠と思われるので、かなり細分化されて今回整理されているのは望ましいと思いつつ、有効な連携ネットワークのあり方は課題ではないかとも感じました。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員どうぞ。

○榊原委員 今の御意見の関連です。これだけの13事業が1つのシステムの中で包括的に提示され、これから運営されていくということは大きな前進だと私も思っているのですけれども、今、行政内ではネットワークの課題の提起があったのですが、私は利用者側にとっても一体こうしたばらばらとある事業をどうやって適切な利用につなげていき、さらに過不足の部分を行政としてキャッチしていくのかというところに今後の課題があるように

思っています。

その際に1つ参考になるのは、高齢者の福祉施策のほうにおいては地域包括支援センターという専門家が常駐しているような地域の拠点が各地に配置されています。そこでワンストップで一括に総合相談を受け、適切なサービスにつなげるというような道案内の役割を担っている、そういった施設が、各地域にきちんとある。親子においても、そういったものが今後必要になってくるのではないかと考えています。

保育サービスにおいても、多様なサービスが展開されるようになった中ではコンシェルジュがあると大変いいということが横浜の取り組みの中で示されているわけですが、さらによりバラエティーのある、保健から子育て支援から虐待予防からといったような、これだけの多様なサービスを展開していく中においては、より一層そういったようなコンシェルジュ的な機能を持ち、かつ地域のニーズがどう変わり、動いていくのかということも迅速にキャッチするという意味も含めて、拠点的な総合相談の窓口センターを各地につくっていくということも、今後の検討課題として必要なのではないかと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、奥山委員どうぞ。

○奥山委員 ありがとうございます。NPO法人子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。

各委員の提出資料のほうに書かせていただいております。今、各委員からも御意見がありましたとおり、0歳～3歳未満の乳幼児家庭に関してはこの多様な13事業というものがございますが、実は自治体のほうの事業でいうとヘルパーの派遣ですとか、そういったものも含めると、多分この事業数の2、3倍ぐらい各自治体では細かく実施していただいていると思っております。

在宅で子育てをしている0～3歳未満の御家庭に関しては、7割から8割ということになっております。社会的環境の変化に伴い、これまで以上に妊娠期から産後にかけての切れ目のない支援の充実、または保育所、幼稚園、認定こども園等の就学前、学校教育、保育につながるまでの支援の充実ということが求められていると思います。子育て家庭にとっては、この時期が非常に基盤となって地域で子育てをしていく安心感につながる。そういった意味では、重要な時期だと考えております。

今、清原市長からも御指摘がありましたとおり、0～3歳未満のところ、母子保健、地域子育て支援、それから就学前の幼児教育、多様な保育ニーズへの支援、放課後児童への連携、それから障害児支援、養育家庭支援、虐待防止ひとり親家庭への自立支援等、関係部局が非常に多く、行政内での連携も必要であり、また事業者内の連携もとても必要になってくる分野だと感じております。榊原委員が指摘されたように、こういう多様なサービスを子育て家庭自らがキャッチをして使っていくということにもハードルがあると感じております。

課題として、ここに5つほど述べさせていただきます。

支援のメニューは、このように増えてきてはいます。ですけれども、利用者親子が求めなければ得られないことが多い。それから、かなりこの実施率に市町村の差がありまして、市町村格差が大きいと感じております。もちろん、子育て支援サービスがなくてもやっていける。そういった地域の支えができている市町村もあるかとは思っておりますが、多くの場合は、行政内部、部局を超えた連携が求められていると思います。併せて、13事業及びここにはあらわされていない市町村独自の支援サービスの充実というものが求められていると思っております。

さらに、子ども・子育て支援事業は地域の支え合いにつないでいくということがとても大事ではないかと思っております。望ましい姿としまして、身近な場所で、今も御指摘があったとおりワンストップの敷居の低い相談援助の場が求められていますし、それが今度盛り込まれました利用者支援であると認識しております。

2つ目としては、市町村の子育て支援サービスがわかりやすく提供されていること、または市町村の整備状況が可視化されていること。これは都道府県の役割になるかもしれません。

3番として、保育、幼児教育、地域子育て支援、多様な保育ニーズへの支援等々の一元化、連携ができていくこと。これは、清原市長が御指摘くださったようにネットワークが十分にできていってそれが活用できることではないかと思っております。

4番目として、我が町に必要な独自の事業が豊かに実施されていること。これが、市町村の状況に応じた支援メニューということになると思います。

そして、5番目として地域の多様な人々が子育て支援の場にかかわり、地域の支え合いができていくということであれば、ファミリー・サポート・センター事業のことも御指摘がありましたけれども、子育て家庭の支援にかかわる地域人材が豊かであることが非常に大事であると考えております。

時間をいただいて申しわけありませんが、あと2つほど手短かに話をさせていただきます。

私ども子育てひろば全国連絡協議会が主に中間支援的な役割を果たしております地域子育て支援拠点事業についてでございます。平成24年度より利用者支援、そして地域支援を実施する地域機能強化型というものが新設をされています。まだ全国にそう多くの数はできていないのですけれども、新しい制度に向けて準備が始まっているということでございます。そういった意味では、子育て家庭に身近な場所でワンストップの敷居の低い相談援助の場として期待されていると思っております。

ただ、私ども、この地域子育て支援拠点も週のうち3日型～7日型まで幅が広いのです。特にこれまで以上に役割を求められるとすれば、5日以上、1日5時間以上単館型で専門的に実施していくような拠点事業というのが今後求められていくのではないかと思っております。そういった意味でも、地域機能強化型について拡充をぜひ進めていただきたいと思っております。

以前、費用対効果の話が出ましたけれども、1日平均10組以上は来ていらっしゃる。そ

ういうことでいうと、1年間に5,000人、6,000人、私どもが運営しているところは1日80組来る。拠点では、年間3万人～4万人の利用者があります。そんな中で、2人配置の拠点事業は1,000万以下の運営費で運営しています。大きなところでも、5,000万、6,000万というところでこれだけの対応をさせていただいています。そういった意味では、このような事業を拡充していくことで0～2の子育て家庭に適切なサービスコーディネートをしていく可能性があると思っております。

もう一つだけ、一時預かり事業でございます。一時預かり事業については、当初、権利として子育て家庭に年間何時間か、一時預かりの権利を差し上げてはどうかという議論がありました。それが市町村の事業になったわけですがけれども、やはり現場で見ると、高い金額ではなかなか使えませんし、申し込みの方法等、少し使いやすさというものをお願いしたいと思っております。また、市町村で大分、金額の設定等も異なるということもありますので、こういった金額の設定等についても今後議論をお願いできればと思っております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、稲見委員をお願いします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見です。

何点かあります。まず、病児保育についての別表があるのですが、15ページの人員配置についてです。従来、この事業は厚生労働省の研究班から始まりまして、それがもう20年ぐらい経っていますか。その結果、2：1保育という保育園よりも手厚い保育をしましょうということで始まりまして、それが、平成22年から3：1保育になりました。

先ほどから話が出ている小規模保育、普通の健康な子の小規模保育でさえ3：1保育なわけで、病気の子どもを預かる保育としては3：1では大変危険であるかと思えます。まして、病児保育というのは隔離室というのがあるわけです。隔離室に1人子どもが入れば、そこに保育士が必ず1人入ります。そうすると残っている、例えば9人の患者さんがいて、それを3人でもって保育士が預かる。だけど、そのうち1人が水疱瘡で隔離だったといたしますと、残り8人を2人で見なければいけない状況になります。

ですから、これは3：1保育とうたわれていますけれども、現実的にはほとんどの病児保育施設では2：1保育になっています。これを、やはり前に戻して2：1保育にしたいということがあります。

それからもう一つ、各市町村事業なものですから、市町村の熱意によって全然違ってくるのですね。乗り入れが全国的にも余り進んでいない。これを、うまく市町村同士で乗り入れができれば、もっと今の施設型が有効に利用されるのではないかと思います。この辺は、国が指導していただければ大変ありがたいと思います。

それから、もう一点は施設建築です。病児保育室を始めますというときに施設建築費の補助がないということで、皆さん自前でもってやっつけていらっしゃるのですね。そうすると、隔離室はつくらなければいけない。そして、そこを陰圧にして、ばい菌が表の一般のプレ

イルームには流れないような施設をつくらなければいけない。そうすると、大体1,000万～1,500万、最低のところはかかるわけですね。まして、この施設に関しては家賃も補助もないわけです。そうすると、例えば東京などで50㎡、60㎡を借りて内装を変えてという、毎月家賃だけで20～30万かかってしまう。そういうのは全く施設側の持ち出しになっている。ですから、そういうところもちょっと考慮していただきたいと思います。

それから、派遣型について、私はこの前、十分注意してやりましょうと、別に派遣型を否定しているわけではないのです。ただ、子どもの病気は皆さんも御存じのとおり、大変急変などが多いです。私たち病児保育をやっている者は、その病児保育、保育と看護を兼ねた専門性というものをとても大事にしています。その専門性をどんどん高めていかなければいけない。当然、派遣型1：1保育をする場合は、より高い専門性がある人でないと、私は危険だと思っております。

病児保育という、真っ先に就労支援というのが頭に浮かぶと思うのですがけれども、私たちはまず就労支援じゃない。子どもの安全・安心をまず確保してあげて、子どもの発達のニーズから全てのニーズを子どもに与えてあげるとというのが病児保育である。そういうことを考えた場合には、やはり派遣型も十分その派遣される資格の認定を厳しくしていただいたほうが安全かと考えております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員どうぞ。

○葛西委員 ありがとうございます。日本助産師会の葛西と申します。

先ほどからいろいろと伺っておりますと、やはりお子さんのことというのは非常に多いのかなと思って、一言だけお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、連携ということの重要性が出ましたけれども、私は病院に長く勤めておりましたが、出産環境、出産を終えて退院するということまでで医療従事者は精一杯なのです。そのことは少し気になりますけれども、それで退院させるということなのです。

現在では入院期間が非常に短くなってきて、イギリスの例にはまだまだあれですけども、4～5日ということ。日本の母親は、その後、助産師を1人連れて退院したいというのが現実の希望らしいです。その後、新生児訪問ですとか、こんにちは赤ちゃん事業がございますけれども、母親にとっての重大関心事というのはやはり母乳のことです。そして、その日から母児別室、同室もありますけれども、その日の夜からどうしようかということ。そういったことで、子どもさんというよりも母親の精神不安定が子育てに対して自信をなくす。次の子どもさんを諦めるということにもつながります。

現在、特に産科の医療機関と、行政と、それから産科医療機関の次につながる産後うつという問題でいえば精神科の医療機関、それから児童相談所ですとか、そういったところの連携の場がありません。そういったところを、どうぞできれば行政主導で連携の場、話し合いの場、協議会の場というものがいいと思います。

それから、今回資料の中では7ページに本事業も含めた幅広い産後ケアが必要というふ

うにこの前の意見を踏まえて書いていただきましたけれども、ぜひその産後ケアの中で母乳ケアということが非常に重要な位置を占めるということなんのすね。母乳が絶対だということはございませんけれども、母親にとって非常に重大関心事で、そのことが育児に対する自信につながる。それから、皆さんもお子さんがいる方は御存じだと思いますけれども、やはり授乳がうまくということが非常に信頼関係を育むのですね。

お乳を嫌うということは、子どもに対しての親近感を失っていくということがありますので、その辺のところでも母乳ケアということを特に重視していただきたいと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員から順番にお願いします。

○北條委員 ありがとうございます。

今回示されましたのは、質の向上という観点が大変しっかりと述べられておりますので基本的には賛成ということでございます。とりわけ8番までは賛成であります。9番と10番、「延長保育事業」と「病児・病後児保育事業」につきましては意見がございます。

いわゆるエンゼルプラン以降、私は子どもを取り巻く環境というのは必ずしもよくなっていない。悪化している面があると考えております。また、この延長保育事業というものが11時間開所保育を超える部分を手当でするというようになっております。児童福祉法最低基準においては原則8時間という規定があるわけですので、今日まで多様なメニューを推進してきた、多様なサービスを推進してきたという方向性があるわけですが、やはり子どもの立場に立つならばそろそろ転換していただくべき時期にきている。

13時間開所ならばいいんですけれども、13時間保育とか11時間保育というのが現実にあるわけありますから、これは原則8時間の保育のほうに戻していく努力をしていただきたいと思います。労働基準法の改正というものがあつたわけですが、子どもにとってはその恩恵は及んでいないということではないかと思っております。したがって、延長保育事業につきましては量的に拡大していくことには明確に反対でございます。

それから、病児・病後児保育、先ほどのお話の中で就労支援ではない。子どもの安全第一という大変いいお話をいただきました。私の地元でも、小児科のお医者さんがとてもお忙しいのに、その中で病児・病後児保育に一生懸命取り組んでいらっしゃる実態は存じております。

しかし、一方、子どもの地元の次世代育成支援の地域協議会の場で、この病児・病後児保育の量的拡大ということが議題に上った折、これは保育所の保護者の方から必要かと聞かれれば必要だと答えるけれども、それは無制限に量的拡大をしてくれということではないのだ。そうではなくて、子どもが病気のときに、法的に親がちゃんと子どもの面倒を見られるような状況をつくってもらうことがまず先にあるべきなのだという御発言が、私の地元の協議会でありましたけれども、まさにそうだと思うのですね。やはり親御さんが法的に守られて、子どもが病気のときはそれを看護することができるという状況を原則とし

てつくるべきだ。

でも、条件によってそれがかなわない方がいらっしゃるの承知しておりますから、その場合においては、より質の高いしっかりとした体制を整えるべきだと考えます。量的に拡大していくということについては、この件についても明確に反対でございます。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員をお願いします。

○宮下委員 地域子育て支援拠点事業ですけれども、やはり家庭で子どもを育てている親にとりましては、育児などについて多くの不安を持っています。そういう意味では、この事業は非常に期待されるものだと思います。

ただ、親にとって参加しやすい場所ということも非常に必要な条件でありますし、また親がほっとする場であるということも大事なことです。質の面についても考慮した上で、この事業が進められることを期待しています。

私ども幼稚園では公立、私立幼稚園とも、現在、子育て広場という形で、子育て支援事業を1年間に5回～10回、あるいは月に1、2回実施しております。

けれども、今ここにあります週何日、何時間以上となりますと、そのための教職員がいる園ばかりではありませんので、そのときだけ手伝ってもらえる人と一緒に日誌しているのが現状ですので、このハードルは非常に高いと思います。どこの幼稚園でも小さい子どもたちを幼稚園に招いて、「今何か問題がありますか」、「子育ては大変ですが大丈夫ですよ」などと言ってあげる機会を持ちたいと思いながら、ここにありますような基準では地域子育て支援拠点事業に入れないという悩みがたくさんあります。そういう意味で、もう少しハードルを低くして、幼稚園がやっている支援事業もこの仲間に入れていただけると非常にありがたいと思っています。

もう一つ、一時預かり事業ですけれども、特に私立幼稚園は保護者の要請を受けて預かり保育をやっております。子育て支援として、この預かり保育が果たしている役割は大変大きいと自負しております。幼稚園における預かり保育を一時預かり事業の中に確実に入れていただき、そのことについて各市町村にも働きかけていただけると、より充実した預かり保育ができるのではないかと考えています。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員どうぞ。

○山口委員 日本こども育成協議会の山口でございます。2点ございます。

まず1点目は、先ほど坂本委員が御指摘されたのと同じでございますが、従来の13事業の件で、前回、社会保障審議会の児童部会を中心に検討するという御説明を受けたわけですが、あくまでも中心に検討するという御説明であって、この13事業から割愛してしまうというような認識は、私は少なくとも持っておりません。

児童部会のほうも、メンバーの先生方を見させていただきますと大変見識をお持ちの先

生方ばかりですので、それなりに有効な議論をされるとは思っておりますが、でも、の中には現場の事業者というのは全く含まれておりません。机上の空論とは申し上げませんが、やはり現場で汗を流して運営している事業者の意見というのも大変重要なものだと思っておりますので、この13事業の中から完全に省いてしまうのではなくて、最終的には当委員会ですっきりと検討される場を設けていただきたいと思います。これが、1つ目でございます。

2つ目ですが、これは病児保育に関してです。確かに、病気の子どもは母親なり親がしっかりとケアするというのは前提であります。しかし、現実的には例えばひとり親家庭の場合は、そういった状況ではない家庭というのはたくさんあります。子どもが病気をしたために、何日も就労できないという状況が現実的にはあるわけですが。きれいごとだけではこの世の中は済まされないということを、しっかりと私どもは認識しないといけないと思っております。

その上で、先ほど駒崎委員からお話があったように、バウチャー制度等の充実というものを図るべきだと思っております。それから、施設型、非施設型を含めて、しっかりと制度を充実させていかないといけないと思っておりますが、私どもも施設型も含めてですが、派遣型のほうをしっかりと今まで検討してまいりました。

しかし、労働基準法の6時間を超えて就労させる場合、45分の休憩を与えないといけないといった規定のために、これは悪いと言っているのではありません。こういった規定のために、派遣型での運営というのは極めて難しいというのが私どもの結論です。

ぜひ、厚生労働省のほうで何らかのガイドラインを示していただきたい。そして、こういった派遣型も含めて、しっかりと適法な運営ができる体制を整えていただきたいと思っております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員 3点あります。

1点目は、地域子育て支援事業についてです。この事業は、ネットワークをつくる場として極めて重要な場と私も考えております。そこで、専業主婦だけではなくて、育休中のママ、育休中のパパも増えていくと思います。さらに、パパたちを支援する場としても活用してほしいです。

あとは、先ほど奥山さんからもお話がありましたように、予算上の問題です。週3回しか開催できない、開いていないところもありますので、より多くの日数を開催できるように予算を確保し、土日も開催することでパパたちもそこを地域の場としてネットワークづくりに活用できる。そういう場にしてもらいたいということです。

もう一点は、乳児家庭全戸訪問事業です。これも、ママだけではなくてパパに対してもしっかりと訪問時に話を聞いて、そこからパパからの子育ての話だとか、いろいろな話を聞けるような環境づくりをしてほしいなということです。もちろん、それができない家庭も当然あると思いますが、やはりママにコンタクトをしているだけでは解決できな

い問題も多々ありますので、そういった意味ではしっかりと父親に対してもアプローチしていくことが必要だと思います。

もう一点は病児・病後児保育事業についてですけれども、延長保育も絡めたお話をすれば、1つはやはり働き方の見直しをするということがまず前提に置かれなないかと思います。一方的に延長保育・病児保育を増やしていくということになると、モラルハザードを起こすような気がします。

ただ、私もシングルですが、やはりそこを利用せざるを得ないという場合も当然あるわけですから、そこをしっかりと支援で補っていくというのが非常に重要なことなのだろうと思います。

うちの自治体の周りでも、やはり病児・病後児をやっている施設が余りないので、そういった場合に本当に頼るところがないわけです。私の場合は実家が近くにあるので、そこに何とか預けることができますが、昨年辺りも兄弟3人そろって水疱瘡などにかかったり、とてつもない状況になりました。そういうときに行政も施設をつくるということになるとかなり躊躇してしまいますので、非施設型でできる形をしっかりと検討していったほしいというところがあります。以上です。

○無藤部会長 それでは、古渡委員をお願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

この子ども・子育て支援という観点で、認定こども園の必須機能である子育て支援機能というものがあります。提出資料の最後を見ていただきたいのですが、実は基準についてはこの後だと思いますが、この子育て支援機能といいますのは、まず認定こども園の子育て支援機能はどんどん成長していく機能だと考えております。そういう意味では、今たくさん委員の方々から御意見をいただいているように、施設としての機能も確かに持っております。

逆に、機能がだんだん高まるためには、もちろん行政並びにそういう観点でも御指導などが必要だと思いますけれども、確実にその地域の核となる子育て支援の基地となると考えております。そういう意味では、この後の基準のときにまたお話ししたいと思いますが、ぜひ認定こども園の必須機能である地域の子育て支援機能というものも踏まえた中で御検討いただければと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、秋田委員をお願いします。

○秋田委員 ありがとうございます。東京大学の秋田です。

先ほどから、この事業に関して清原市長や榊原委員のほうから出ていましたけれども、その事業の全体の体系性というものをやはり我々は展望を持って考えることが重要であるというお話があり、とても賛同いたしております。

そのときに、先ほど山口委員からも御指摘がありましたけれども、今回、放課後児童クラブというものが、子どもの0歳からずっと児童期までを見据えたときの子ども・子育て

支援のあり方を考えていくときに、この事業がここの検討の場から外されているということについてはなぜなのかということをご説明いただきたいと思います。私は社会保障審議会の児童部会の委員でもございますが、しかし、その場だけではできない議論をやはりここの場できちんと取り上げていただきたいと考えております。

また、同様のことで子ども・子育てということ全体で考えたときに、次回以降の検討となっていて大変不安があるのは、検討と書いてある点です。最後のページに点線が引かれている「幼稚園における子育て支援活動」という、子育て支援活動と地域子ども・子育て支援事業というものを現在、分けているわけですが、地域の全ての子どもや子育ての質を考えていくときに、幼稚園は今回のこの制度の中ではないから分けるという議論だけではなく、やはりどういう展望を持つのかを明らかにしていただきたいと思います。聞いているところによれば、例えば私学助成の場合に自治体により基準がばらばらで、県でもかなり子育て支援活動補助金において違いがあるというような議論があります。

その議論は、学童保育も幼稚園の子育て支援活動も、今回の対象外になった中で事業の個々の部分の在り方だけを議論するのではなく、やはり大きな展望はこの会議の場でつくった上で、その中でそれぞれ審議検討する部署にも分担があるのであろうかと思いますが、その付置を考えていただくということが必要なのではないかと思います。以上の点を申し上げたいと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。一通りよろしいでしょうか。

では、荒木委員どうぞ。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。

ただいま秋田委員がお話しされたような最後のページの点線以下のところ、「幼稚園における子育て支援活動の取扱い」は次回ということで、先ほど宮下委員も言っておりましたが、幼稚園では本当に小規模ではありますけれども、回数とか幼児数とかは少ないかもしれませんが、地域の子どもたちのために地域開放とか、園庭開放とか、子育て支援という意味で、相談の機能とか勉強会、さまざまな形で家庭の親子に対して子育て支援を提供していることがあります。

それは、大きな事業としてはないけれども、地域の中でのセンター的役割の働きとして持っているものがありますので、事業ではなく活動というのは微妙なところかもしれませんが、少しのところでも事業として意味があるということをご今後押さえていただきたいと思います。このたくさんの12項目あるようなことがネットワークづくりの中で、わかりやすく提供されることが必要だと思います。小さなお子さんを持っている保護者が幼稚園にとりあえず行ってみたら何か相談の窓口ができるかなというようなセンター的な意味がありますので、ネットワークづくりの中にそういう意味も含めて、活動なのか、事業なのか、次回またしっかりとその辺も話し合っただけであればありがたいと思います。以上です。

○無藤部会長 では、吉原委員お願いします。

○吉原委員 先ほど山口委員、秋田委員のほうから放課後児童クラブについての御意見を

いただいたところでは、後ほど事務局のほうから御説明、御回答があるかと思っておりますけれども、私も専門委員という立場で放課後児童クラブについての議論に加わっている者として発言をさせていただきます。

実は昨日も専門委員会がございまして、放課後児童クラブについては集中的に実務的に論議、検討をしているところです。もちろん、現場の声も含めていろいろな立場からの議論を、学童クラブ、児童クラブの基準について中心に検討をしているところです。確かに本会議と住み分けがあるわけですがけれども、一つの方法かとは思っております。以上です。
○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから少しお願いします。

○竹林少子化対策企画室長 大きく分けて、放課後児童クラブの話がちょっと切り離されているのではないかと御指摘と、あとは幼稚園の子育て支援活動の取扱いについて、事務局側に御質問があったというふうに承知しております。

そこら辺は、今回の資料で十分配慮されていなかったかと思って反省しておりますけれども、今回の資料は冒頭申し上げましたように、一応前回出した資料の中でまだ十分議論がされていなかったもので、その中で論点のところだけを抜き刷りをしたという整理にしておりますけれども、放課後児童クラブにつきましては、この資料上は1ページの目次のところの一番下に書いてありますとおり、とりあえず放課後児童クラブについては、今回新しく市町村が条例で設備及び運営に係る基準を定めることとなっております。

その検討をしなければいけないという特殊性がありますので、そこは社会保障審議会児童部会のほうでまず中心に御議論していただくということで、そういう専門委員会をつかったわけですがけれども、当然この子育て会議全体の議論から切り離されているわけではなくて、そちらのほうの検討状況というのも随時報告をしていただきますし、それを踏まえてまさにこの場で御議論をしていただければと思います。

ただ、議論の素材になる基準そのものが、ほかの制度は基本的に現行制度である程度の枠組みがあるわけですがけれども、放課後児童クラブは今回基準をつくるという意味で大きく性格を変えるということになっておりますので、まだそこまでの熟度がとりあえずなかったもので、今回のこの資料の中には入っていないということですが、当然切り離されているわけではございません。議論の進め方の中で、まだ入っていないということです。

それから、幼稚園の子育て支援活動についても似たような部分がございます、今回の資料はあくまでも法律で市町村から市町村事業として実施される13個の事業の中で今、議論の素材があるものをお出ししたものですけれども、幼稚園の子育て支援活動につきましては、こういう事業の市町村事業を受託して実施していただく部分もあると思っておりますし、それから幼稚園の本来の機能として全部の施設でやっていただいたほうが、個別に市町村から受託を受けてやるというのではなくて、幼稚園の本来の機能としてやっていただく部分もあるでしょうし、特定の幼稚園のやっていることを応援するという部分もあると思っております。

それで、いろいろな仕分けがある中で15ページの最後にも書いてありますように、例えば全ての幼稚園についてやっていただくということになりますと、どちらかという市町村事業という位置づけよりは、施設型給付の議論の中でどれだけその財政支援をしていくかという議論にもつながってきます。

そのように、確かに今は私学助成でやっているものと新制度でやるもので大きく仕組みが変わるもので、必ずしもこの市町村事業に入れるものだけでもなくて、恐らくその施設型給付も含めた総合的な議論が必要だと思われるので、そこもいろいろ議論の素材を提供するだけの準備がまだ事務局になかったものですから、次回以降、検討ということで項目だけ書かせていただいている次第でございます。いずれここは必ずこの場で議論をしていただけるように準備を進めたいと思いますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

○為石育成環境課長 放課後児童クラブについて、追加でちょっと御説明をさせていただきます。

現場の声がという山口委員の御指摘でございましたけれども、吉原委員を含め、現場での経験を持っていらっしゃる方にこの委員になっていただいていることと、それから関係団体からもやはり御意見をきちんと聞いた上で検討を進めていくという予定にしておりますので、それを申し添えさせていただきます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、3、4番目の議題、まとめて「幼保連携型認定こども園の認可基準」と「確認制度」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○蝦名幼児教育課長 それでは、お手元の資料3、それから資料3参考という2種類の資料を幼保連携型認定こども園の許可基準について本日御用意させていただいておりますので御説明をさせていただきます。

資料3、認可基準についてでございます。この資料は、前回の部会の際に御議論いただきました後、赤字で前回いただいた御意見を事務局のほうで整理をさせていただいております。本日、またこれに基づきまして御議論をいただければと思っております。

1ページおめくりをいただきまして、前回の議論として全体を通じまして質の高い施設とするために、高い水準でこの基準というものを考えていくということに対する賛成の御意見がございました。

また、まずはこの議論というのは新設で施設をつくる場合の基準のあり方についての御議論をいただくための資料ということになっております。既存施設、今、幼稚園や保育所をやっているところが幼保連携型認定こども園に移行していく、転換をしていくといった場合の既存施設からの移行の特例については、次回以降の御議論をお願いできればと思っておりますが、前回の会合の際にも質の低下にならないようにすべきといったようなこと、あるいは特例や経過措置の取扱いについての御意見、それから地域の実情に応じた配慮ということについても御意見を頂戴いたしたところでございます。

お手元の資料の6ページ以降が、「個別論点」について論点と考えられること、それに対する前回の御意見を整理したものでございます。全体を通じて、個別論点についても質の高さにつなげる観点から検討すべきだというような御意見がまずございました。

そして、「学級編制・職員」というところにつきましては、3歳以上の幼児について学級編制を行うこととしてはどうかというような「検討の視点」をお示しさせていただきましたが、それに対して教育上、極めて重要だといったような御意見もございましたし、2歳児が3歳に達した場合の取扱いについては留意をする必要があるのではないかとというような御意見も頂戴いたしたところでございます。

7ページは「園長等の資格」というところで、事務局としての「検討の視点」という形で御提案をさせていただいている内容は、幼稚園教諭または保育士の資格を有しての経験がある者ということを中心に考えてはいかがかというものでありましたが、この点については、幼稚園教諭または保育士ではなくて両方の資格が必要ではないかといったような御意見などもいただいたところでございます。引き続き、御議論いただければと思います。

8ページには「その他の職員の配置」ということで、前回の資料では園長を補佐する副園長、または教頭を置くよう努めることとする方向でどうかという御提案をさせていただきました。これに対しては、教頭を必置とすべきではないかといったような御意見を前回いただいたところでございます。

それから、9ページには「短時間勤務（非常勤）の職員の扱い」ということで、基本的に現行の取扱い、幼稚園、保育所の取扱いを勘案した取扱いとしてはどうかという御提案に対して、短時間勤務ではなくて常勤の保育教諭等がしっかり子どもを見守るべきという御意見もありますれば、この分野は女性の職員の方が多いので、女性が仕事を継続しやすいように短時間勤務の環境も大切ではないかと、両論の御意見をいただいたところでございます。

10ページは「職員配置基準」、幼稚園におきます学級編制基準とも連動してございますけれども、これに関しまして学級編制基準は1クラス現在35名以下ですが、30人以下してもらいたいといったようなこと。特に、そうしたことは3歳児に特に強く当てはまるので、そうしたところの配置を特に手厚くすべきではないかという御意見。あるいは、保育所では保育士が常時2人以上必要だけれども、閉所前などは1人でも対応できるようにしてはどうかという御意見や、常時やはり2人以上は必要ではないかというような両論の御意見もいただいているところでございます。

11ページからは「設備」、ハード面に関してでございます。本日、後ほど説明させていただきますが、もう一つの資料というのがこのハード面について現在、幼稚園にあつては保育所の基準を、保育所にあつては幼稚園の基準を満たしているかというものについて経営実態調査の一環でデータを取りましたので、後ほどまとめて御説明させていただきますが、こちらの本体資料のほうでは「保育室等の設置」ということについて、いただいた御意見は、遊戯室は保育室と別に必要ではないかといったようなことや、体調不良の子ども

を預かれるような施設を設けてはどうかといったような御意見がございました。

また、12ページには園舎や保育室の面積について資料を御用意させていただいておりますが、前回の御意見としては、日本の保育室等の面積は国際的には非常に低い水準となっていることに留意する必要があるのではないかという御意見も頂戴しております。

それから、13ページは「保育室等の設置階」ということで、ここは幼稚園と保育所で扱いが異なっている部分でございます。前回の会議におきましては「検討の視点」として、保育室等の設置階については保育所と同様、2階以上でも可としてはどうかということになってございます。これに対しては、幼稚園と保育所の高いほうの水準をとるということを基本として考えるのであれば、幼稚園は2階までということになっていますので、保育室の設置階を3階以上とすることは認めるべきではないのではないかという御意見をいただいたところでございます。

14ページ、15ページは運動場、あるいは屋外遊戯場の取扱いでございます。幼稚園におきましては運動場必置で、これは同一敷地内、または隣接地で確保してくださいということになってございます。一方、保育所につきましては、屋外遊戯場は原則設置でありますけれども、付近の公園等で代替が可能ということになっているという違いがございます。

「検討の視点」としては、運動場は必置としながらも弾力的な取扱いの余地を模索できないだろうかというような御提案がございましたが、前回いただいた御意見としては、運動場は園舎と身近にあることが必要ではないか。同一敷地、または隣接地とすべきではないかといったような御意見をいただいたところでございます。

16ページは、「調理室の設置」でございます。ここも、幼稚園と保育所で扱いが異なっている部分でございます。給食の実施ということとセットになってございますけれども、幼稚園は「給食施設を備えるよう努める」とありますが、保育所は「調理室は必置」ということになっています。

これについて「検討の視点」というところでは、保育所と同様、調理室を必置し、3歳以上の外部搬入については緩和された条件がございますので、そうした扱いで保育所と同様に考えることでどうかというような御提案をさせていただきました。この点については、自園調理により臨機応変に対応するということがぜひ必要ではないかといったような御意見をいただいたところでございます。

少し飛びまして、18ページ以降は「運営」にかかわる基準として考えられる事項ということでございます。

(1)の平等取扱い等につきましては、保育所がかなりここは詳細に意を用いた規定ぶりになってございます。これについて、保育所と同様の考え方としてはどうかということにつきまして、賛成の御意見をいただいたところでございます。

19ページの「教育時間・保育時間等」については、特段赤字でお示しをしてございませんが、改めて前回の議論を確認いたしますと、保育所の保育時間については8時間を原則とすべきではないかというような御意見も頂戴していたようでございます。転記が間に合

ってございませんで、失礼いたしました。

20ページは「食事の提供」というところで、先ほどの調理室の議論とセットでございますけれども、幼稚園については規定がなく、保育所については自園調理が原則ということになってございます。これについて、保育を必要とする園児については保育所と同様とする方向でどうかというような「検討の視点」をお示しさせていただいております。これに対する御意見として、食事提供というのは保育の必要性の有無で異なる扱いとすべきか、ここは整理が必要ではないかといったような御意見を頂戴いたしております。

21ページの(4)は教育、保育の記録、それからそれを進学先に送付をするという扱いについてでございます。「検討の視点」では、幼保連携型認定こども園の子どものための要録というものを作成し、進学先に送付をするということでいかがかという御提案です。これについては、ぜひ実現すべきという御意見を頂戴しております。

少し飛びまして23ページ、「(7) 運営状況評価」ということでございます。

「検討の視点」として、自己評価とそれに伴う結果の公表の義務を各施設にお願いをするということでしょうか。それに加えて、関係者評価、第三者評価のいずれかの実施とその結果公表を努力義務としてはどうかという御提案をさせていただいております。これに対しては、おおむねそういった御提案に対して賛意をお示しいただいたかと思いますが、自己評価がより質の向上につながるような検討をすべきではないかといったような御意見も頂戴しています。

それから、24ページから25ページにかけてであります。前回さまざま御意見をいただいたところで、(10)の「保健安全関係」、健康診断のところについては、幼稚園は通常年1回であります。保育所は少なくとも1年に2回というところがございます。この「検討の視点」としては保育所の取扱いに合わせてどうかという御提案をさせていただいております。これについては、厳しい基準である保育所の内容に合わせるということについて賛成という御意見もありますれば、現在幼稚園では年1回で支障が生じていないということにかんがみて、例えば0～2歳と3～5歳の違いに応じて異なる扱いとするようなことも考えてどうかというような御意見もいただきました。

また、いずれにしても1回が2回といったようなことになるのであれば、その部分のかなり増しの経費といったようなことについても、公的支援の対象とすべきではないかという御意見もいただいております。

それから、(11)の感染症等につきましてもこういった御意見をいただいておりますし、最後の「子育て支援」に関しまして、認定こども園については子育て支援を行っていただくのが義務づけされておりますが、その質の確保のための基準というものも考えていく必要があるのではないかと御意見もいただきました。

それから、もう一種類の資料で、資料3参考というものがございます。これは、今ほど御説明した中の設備関係、ハードの部分について幼稚園と保育所との取扱いのうちで高いほうの基準に合わせるとした場合、もう片方がどれだけそれを満たしているのかというこ

とを中心に整理をしてございます。

これについては、基本的に今後、次回以降御議論いただく既存施設、既存の幼稚園、保育所が移行していく場合の特例のあり方についての議論に多分直結するだろうと思っておりますが、一方でこの新設の基準、今ほど申し上げたような各論点を持っている新設基準の検討にも示唆を与えてくれるのではないかとということで、本日御紹介させていただきます。

1 ページおめぐりいただきまして、「保育室・遊戯室の数」については幼稚園の基準のほうが少し規定内容が強いわけでございますが、保育所のうち幼稚園基準を満たしているものは94%ぐらいあるという状況です。

ここで1点注意をさせていただきたいのは、保育所については学級という概念がございませんけれども、幼稚園基準ではほとんど学級に連動した基準が設けられておりますので、便宜、人員配置基準に基づきまして、例えば3歳児であれば20：1でございますので、20人を仮に1学級とした場合に何学級なのか。4～5歳であれば30：1です。30人で1学級とした場合にとということで、仮の学級数を算出してお示しをしているものでございます。

「園舎・保育室等の面積」については、保育所と幼稚園でそれぞれ規定するやり方が違いますけれども、保育所については幼稚園基準を77%の園が満たしている。幼稚園については、保育所基準を95%の園が満たしているという状況でございます。

それから、4ページは保育室等の設置階、あるいは耐火基準の充足状況がどうなっているかということですが、幼稚園のうち2階に保育室などを設置している施設というのは59%でございます。そのうちで、保育所については待避用設備などに関する基準や耐火に関する上乘せ基準などがございまして、それぞれの基準を満たすところが、最初の階段や待避用設備等にかかる保育所基準を満たす施設は66%とございまして、これは実は訂正漏れがございまして85%とございまして、ここを修正していただければと思います。大変失礼いたしました。

同じように、この表の真ん中の右側の幼稚園の状況の2つ目の丸の3行目に65.8%と出てきます。ここは84.9%の誤りでございまして、御訂正をお願いできたらと思います。申しわけございません。

保育所のうち、2階に保育室等があるところが52%でございます。それが耐火に関する幼稚園の基準を満たしているものが90%でございます。それから、幼稚園と保育所で扱いが明確に違う3階以上に保育室があるところ、保育所の中でもさほど多くはないということが調査の結果、5%という数字ですけれども出てまいりました。

それから5ページ目、(4)が運動場の取扱いでございます。幼稚園は同一敷地、または隣接地に運動場ということが基準になってございます。保育所の場合は代替地も可ということになっていて、幼稚園のほうが内容としては厳しいということになってございますが、一応ある、ないというレベルでいいますと、保育所のうち同一敷地、または隣接地に

あるところは99%、代替地のみでこの活動を行っているところは0.9%にとどまっています。

その次の6ページも、併せてご覧いただければと思います。一方で保育所は99%幼稚園基準を満たしているわけですが、その面積的な充足状況を見ますと、66%のところは面積的にも幼稚園の基準を保育所で満たしているという状況にございます。

一方、幼稚園については保育所基準を満たすものは93%というようなことになってございます。

7ページは「調理室の設置」の状況で、まず幼稚園のうち給食を実施しているところがどうなっているかということですが、全て自園調理で行っているところが13%、一部外部搬入で残りは自園で行っているところが6%、全て外部搬入のところは48%で、実施していないところが33%ということになっています。

これらのうち、いずれにしても自園調理をやっているところについて、独立した調理室があるかどうかを調べますと、82%の園に独立した調理室がございます。

また、先ほどの③で全て外部搬入をしている施設については、3歳以上の外部搬入の場合、保育所基準で加熱、保存、配膳等の調理機能を有する設備があればよいということになってございますが、全て外部搬入のところについてみますと、独立した調理室がそれでもあるところが12%、独立した調理室はないものの加熱、保存等の機能を有する設備があるところは67%、合わせますと80%ぐらいの施設が現在の保育所の基準を満たしていると言えるのではないかと思います。

資料3につきましては、以上でございます。

○橋本保育課長 続きまして、資料4について御説明いたします。

こちらは「確認制度について」の資料でございますが、前回お配りしたのですけれども、御説明する時間がございましたので、前回と同様の資料をお配りさせていただいております。

1ページですが、「確認制度について」は、子ども・子育て支援法に基づく給付等の支援の対象にするということ由市町村のほうで確認するという制度でございます。この場合、(2)以下にございますけれども、認可をしていただいた上でこの運営基準を満たすというふうなルールを守っていただく。それで、この運営ルールを市町村のほうで条例を定めていただくということになってございます。

それから、2ページのほうにいきまして業務管理体制の整備ですとか、あるいは教育や保育に関する情報の報告、公表といったものも制度上位置づけられております。したがって、この確認制度との関係の中で今後いろいろ御議論いただく事項が、この表の中に書いていますように利用定員の関係ですとか運営基準、それから業務管理体制、情報公表、こういったカテゴリーがあるかと思います。特にその中でも事業の運営ということとの密接な関わりのある運営基準、あるいは業務管理体制といった事項につきましては、親会議のほうというよりもこの基準検討部会のほうで御議論いただければと考えているところでございます。

そこで、まずこの運営基準に関するものでございます。4ページからご覧いただきますと一覧にしてございますが、利用開始に伴いますさまざまな取扱いにかかわる基準、教育や保育の提供に伴いますさまざまな基準、施設としての管理や運営等に関する基準、それから撤退時等の基準、こういった大きくカテゴリーに分けてございます。それぞれさまざまな事項がございますが、5ページ以下にそれぞれについて記述いたしております。

5ページの、まず「利用開始に伴う基準」の関係ですけれども、提供する教育・保育の内容や手続きにつきましての説明や同意、契約、こういったものにつきまして事前説明を要する範囲ですとか内容、文書の交付、あるいは契約の様式などについての考え方、非常に実務的なものになってまいりますが、こういった点についての検討が必要でございます。

それから、「応諾義務」とのかかわりの中では、利用申し込みを受けたときに正当な理由がなければこれを拒んではならないということがルールとしてあるわけですけれども、具体的にどういうふうなケースを正当な理由と想定するのかなどのお議論が必要かと思っております。

それから、定員を上回る利用の申し込みがあった場合には選考をすることになりますが、そのときの選考方法をあらかじめ明示することが必要ですので、これにつきまして国が定める選考基準に基づく選考を行う、こういった点についての御議論をいただく必要があるかと思っております。

それから、支給認定証の確認、あるいは支給認定申請の援助などについてもございます。

それから、②番の「教育・保育の提供に伴う基準」につきましては、先ほど小規模保育事業について御議論いただいた中で出てまいりました連携施設、バックアップとの関係の問題でございます。

それから、「上乗せ徴収等の取扱い」につきまして実費徴収との関係での議論、それから実費徴収以外の上乗せ徴収の関係の議論、こういった点につきましてまた改めて御議論が必要かと思っております。

それから、特別利用保育・特別利用教育という、いわゆる定員外利用のときの取扱い、これにつきましても御検討いただければと思っております。

6ページのほうにまいりまして管理・運営に関するものでございますけれども、施設の目的、方針など、基本的な事項につきまして運営規定の中でどこまで定めていただくか。

それから、個人情報管理するという面におきましてさまざまな配慮事項がございますので、こういった点についての検討でございます。

それから、事故防止、それから発生時の対応ということにつきまして、こういった対応等をどう考えるかという点でございます。

それから、「評価」の関係につきまして自己評価、学校関係者評価、ないしは保護者評価、それから第三者評価、こういったものにつきましてもそのあり方についての議論が必要でございます。

それから、「会計の区分」につきまして、会計処理方法につきまして法人種別ごとの会

計処理、それから区分経理、使途制限等の取扱いにつきましてさまざま御議論が必要かと思っております。

それから、「撤退時のルール」につきまして、3か月以上の予告期間を設けることとされております。現に利用されているお子さんにつきましても継続して教育保育の提供がなされるよう、ほかの人たちとの連携調整、その他の便宜の提供を行わなければならないとされておりますが、これをさらに具体的にどうしていくかというところでございます。

続きまして、9ページが業務管理体制の関係でございます。いわゆるコンプライアンス体制と呼ばれるものでございますけれども、この制度上は届け出につきまして1つの市町村で行う場合は市町村に、それから複数の都道府県に所在する場合には国に、それ以外の場には都道府県に対して届け出を行うという形になっております。

それぞれどういった形の業務管理体制の整備を求めていくかということで、参考として介護保険制度における運用がここに書いてございますが、例えばこういった事業者数がどのくらいあるかということに依りまして法令遵守責任者の選任、それに加えて法令遵守規定の整備、さらにそれに加えて法令遵守にかかる監査といった段階的な業務管理体制を求めていく例もございます。

こういったものを参考にしながら、今後御議論いただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

今、認可基準と確認制度の2つについて御説明いただきました。御質問、御意見のある方はまず挙手をお願いしたいと思います。

それでは、秋田委員からお願いします。

○秋田委員 ありがとうございます。

意見でございますけれども、前回と重なる部分がありますが、どうしても強調して主張したい点だけを申し上げさせていただきたいと思えます。

今回の認可基準におきまして、学級編制の取扱いというのはとても重要なところになってくると思えます。満3歳においてやはり30人クラスの実現ということ、特に前回も申し上げましたが、0歳から進級してくる子どもと新入園児がいるというような状況の中で、現在の定数ではなくて30人というところが最低限の妥当なところだと思えます。

それから、園長の資格ですけれども、必要ではないかという意見ではなくて、必要であるというのが私の意見でありまして、「または」ではなく、やはり認定こども園保育教諭のためには両方の免許資格が必要であるのと同じで園長も同様の資格が必要です。

ただし、移行措置として経過期間を少し長目に置き現行からの移行措置や代替措置も置くというような形において、今後、保育所、幼稚園、認定こども園があるわけですけれども、認定こども園が長期的に幼保の一体化を進めていく展望を持つとするならば、そこにおける見識を持つ園長が一番幼保一体化への展望を持つということが大事だと思います。移行措置、経過期間を設けつつもこの資格の併有ということを義務づけていただくことが、

今後、この体制というのでしょうか、園長、施設長と保育教諭や保育士、幼稚園教諭、それからさまざまな保育に当たる人の人員の体系の展望をどうつくるかというときに、やはりこの園長の両方の資格併有は外せないと思いますので、まずはこども園においては両方の免許を持って、園長がリードして両方の理解を進めていくということをぜひお願いしたいと思います。

私は、この夏も施設長研修にも園長研修にも伺っております。ここの場におられる方たちは、両方がそれぞれ地域に必要な機能を十二分に果たしているということは御存じだと思いますが、それぞれお互いにこれまで団体や受ける研修も違うための誤解というものも多々あるように思っております。そうした垣根を取り払っていくためにも、やはり両方の免許を併有している園長先生がふえていくということが、この国の全体の保育の展望をつくる主たるリーダーとなる人たちの認識を育てるためにも不可欠だと思っております。そして、大きな予算がかかるようなものとは違うところからまず進められるところとして、この点はどうしても入れていただきたいと考えているところであります。

また、資料3、10ページでクラス数の30人以下ですが、職員配置としてはやはり保育所に合わせて長期的に見たときに全ての学級編制基準を30人にしていくことが望まれます。

ただし、これは非常に経費がかかり財源との関係がありますので、当面の間は難しいということも承知しております。ですので、まずは3歳の部分でこのところだけでも30人学級というような形をお願いをしたいと思っております。

また、設備に関しても、当然のことながら遊戯室と保育室を分けるというような形で施設基準を上げ、そして園庭を現在のところでは代替でもやむを得ないと思うのですけれども、長期的に見たときに現在は経過措置であり、今後はやはり同一敷地内、あるいは隣接地という方向は出していただくことが必要です。しかも、その名称が「運動場」となっているので誤解があるのですけれども、やはりここに出ているように運動というだけではなく、身近な自然環境や子どもが自由に使えることが大事です。先ほど公園の話も出てございましたが、子どもが自ら我が物としてさまざまな探求をできる場としての園庭という理念ですね。運動場というより、園庭というところを義務づけていただきたいと考えております。

あとは、23ページでございます。自己評価の部分ですけれども、前回、私が自己評価について申し上げたときに、幼稚園では既に保護者が選択をしているので一定の評価を反映しているのではないかという御意見を頂戴したと思っております。私も、その面はたしかにあると思っておりますけれども、それは保護者の面から見たときの保護者サービスの質の評価でしかなく、子どもの側の視点から見たときに本当に子どもの育ちにとっての評価が必要です。例えば何百人も園児が来ているところが質の高い園というようにイコールの評価になるのかといえば、そうしたことはないと思っております。子どもの観点からの自己評価、または今後長期的には保育実践に関わる第三者評価というようなものをきちんと入れていくことが質の向上において必要ではないかと考えております。

それに合わせて、前回御意見がございました地域の子育て支援ということが認定こども園の重要な役割ですので、その子育て支援の質の評価の自己評価、第三者評価の中に地域子育て支援の評価項目を入れるというような形で進めていただけるとありがたいと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、荒木委員どうぞ。

○荒木委員 今回の認可基準は、新たにできる幼保連携型認定こども園の本当に高い水準のぴかぴかのいい施設をつくるという意味の基準で進められているところですから、高い基準を水準とするということに大賛成でございます。

その意味では今、秋田委員もおっしゃっていましたが、園長の専門性というところでは両方の専門性を持つ人というのは大切だと思います。既存から移行していく中では副園長、教頭を複数のところで両方を確保するというのもできるとは思いますが、将来的に保育教諭が両方のこと、資格も免許もあるという意味からすると、園長にもそれが必要ではないかと思われま。

それから、防火対策とか施設の建築基準のところでは3階以上とするところでは、避難経路とか避難方法ということを実際に考えてみますと、やはり今の2階までというところが一番子どもにとっては安全ではないかと思われま。

それから運動場の問題ですけれども、やはり同一敷地内にある、それから広い面積があるということは大変重要だと思います。いずれか大きいほうの基準に合わせるという考え方に賛成です。

先ほど、小規模保育のところでも地域との連携という意味で、そこに運動場を利用してくるようなお子さんもあるような状況も考えれば、やはり広い土地の確保というのは大変重要ではないかと思われま。

それから、園庭という言葉をやはり私も使いたいと思うのですが、運動をするばかりではなく飼育栽培をしたり、それから草むらの陰で虫を探したり、いろいろな探究心を子どもたちが育てるという意味で、敷地内の園庭の中でいろいろなことができる。食育で植物を育てて食べるというようなことも関わりますと、さまざまな、ただ走れるとか運動ができるというような状況だけでなく、その他諸々の広さというものは大切なではないかと思われま。

それから、健康診断のところでは年1回以上、1回で支障がないということではなくて、幼稚園の場合は今、園医さんというのが年間の委嘱という形ですと一緒で常にいるわけで、健康診断の回数は1回だったり2回だったりしていますけれども、緊急の場合には御相談する、常に連絡がとれる状況ということで、1年間ともに過ごす人たちという形で安心感を持って幼稚園では過ごしています。そういう意味で、契約の仕方などでまた考えたらいいかと思われま。

それから、先ほどちょっと最初の項目のところでは言えなかったのですが、小規模保育事

業の卒園後の受け皿というところでは、やはり実情に応じて保護者の選択の余地を残すということを1つつけ加えさせていただきたいと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、中澤委員どうぞ。

○中澤代理人 建物の高さ、何階の件ですけれども、保育の質ということから考えますとできるだけ低いほうがいいというのはそのとおりですが、新しい概念としまして津波対策というものが出てきました。

現在、高知ではかなりの数が高台移転を検討しております。近くに高台があるところは高台に行けばいいんですが、平たん地であって近くに高い建物がない場合には、保育所そのもので高さを確保しなければならない場合が出てくる可能性があります。

今、市町村等から順次アンケートをとって調査をしておりますが、どうも高知市内ではそういったものが出てきそうです。ですから、そういう特別な例外があるということを頭に置いていただけたらいいと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次は小室委員よろしいですか。

○小室委員 ありがとうございます。

資料の3ページのところですけれども、「弾力的な取扱い」ということに関して、どこを具体的にというよりは、ぜひ弾力的な取扱いについて大事にしてもらいたいと思っています。

なぜならば、数がふえてほしいと思うからです。なるべく認定こども園の数がふえていただきたいと感じている中で、質の高いところにそろえるというのは本当に保護者としては大事と思う一方で、これで全然ふえなかったらどうしようというような不安も毎回非常に感じています。

私は、実は自分の子どもは認定こども園に通っているので、非常に認定こども園がいいなというふうに思っていて、だからふえてもらいたいと思うからこそ本質を大事にさせていただきたいと思っています。なぜそのような基準にするのかという目的のほうに適っているような代替の措置なのであれば、それは認めていくというような柔軟性は非常に必要ではないかと思っています。具体的にどうというわけではないのですが、例えば運動場というときに、運動場があったほうがいい、園庭があったほうがいい。

うちの長男も、園庭で5歳児さんが育てていたピーマンを3歳児のときに全部収穫してしまったという事件があって、そのときに5歳児さんには謝りに行ったらしいのですけれども、異常に食育ということについては関心が高まりましたので、園庭があるということとはとてもいいと思う一方で、では契約の畑というのはもっといいのではないかとも思います。契約の畑を持っていらっしゃるようなところもありますし、そういう方向性で同じ目的に向かって、よりよい方向性で別の手段で解決をしようと思っているところに関しては、それが認められるような柔軟性というものを常に持っておいたほうがいいと思っています。

何々を義務化したほうが良いというのは、本当に子どものためを思うと質が上がるような気が一瞬するのですが、いろいろな方向で目的を達成しようと思っている人に関して言うと、だったらできないなと諦めてしまう方向になり得ないかということをとでも懸念しています。

ですから、母親としてふえてほしいと思うからこそ、いろいろな事業者の方が参入していただきたいと思うからこそ、その辺りを柔軟にしていきたいと思います。これは質を下げるといようなことではなくて、目的をよりよく達成していくことに向かってという意味で申し上げているので、これは働く親が自分の都合で言っているんじゃないか、ふやしてほしいということも、自分の都合で言っていて就労支援にすぎないんじゃないか、というような議論が起きますが、親は心底子どものことを思っていますので、そういった中で子どもを思うからこそ、いろいろな方法で目的を達成していただきたいと思うからこそ柔軟にとっているのもあって、決して質を下げたいというような意図で言っていないので、そこはぜひ誤解いただかないように、就労支援といわれるといつもすごく傷つくのです。

勝手に働きたいから子どもの件はいいというふうに、親が仕事のほうを重視しているように思われるのがとても傷つくのですけれども、子どものことを心から思っています。だからこそ、柔軟に達成していただきたいというのが運動場の件であったり、調理室の件であったりといったことで、各項目どれをどう変えてというふうに具体的には申し上げませんが、その親の意図ということをしっかりわかっていただきながら議論していただきたいという点に関してです。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員どうぞ。

○榊原委員 先ほどの秋田委員と荒木委員が御指摘なされた、特に園長の資格の件、それから園庭の件、全く賛成です。それ以外に、申し上げたいことが2点あります。

資料4 確認制度に関して、6 ページのところに「管理・運営に関する基準」として挙げられているのですが、その中に「評価」というものがあります。この「評価」のところに、情報公開というものもつけたほうが良いのではないかと考えています。つまり、その情報公開も義務化する必要があると考えています。その際、公開すべき情報の項目というものは、そんなにあれもこれもということにする必要はないのかもしれないですし、ひょっとしたらそれは例えば都道府県単位でお決めになっていいのかもしれないですが、その中のコアの部分というものはやはり全国一律で決めていただいたほうが良いのではないかと。

特に保育者、その施設で働く保育者の勤続年数がどうなっているのか。個人名は必要ないので、個々の保育所の勤続年数、定着率を示すこと、それから保育士としてのキャリア、どれぐらいの年数を持っている人たちがそこで働いているのか。そういった基本データについては、一律公開する。それが親にとって、この保育施設の保育の質を測るときの大事な指標になるという意味で、これは情報公開に入れていただきたいと考えています。

もう一点は、今日配付いただきました委員提出資料の中に1枚紙で入れさせていただきました「保育事故の検証システム」の導入についての意見です。言いたいことはそこに書いてありますので長々申し上げませんが、重大な事故が起きた場合についての市区町村への報告の義務、それから市区町村において検証を行うこと、都道府県において検証を行うこと、または国のほうでそうした情報を一元管理することといったような一連のシステムを導入することが、これから急速に事業者をふやし、施設を多様な形態で運営していくという中で必須になっていると思っております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員をお願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎でございます。

意見につきましては、各委員提出資料の5ページと6ページに書かせてもらいました。

まず、認可基準のほうにつきましては2点です。

最初に、資料3、8ページの「その他の職員の配置」についてでございます。その他の職員の配置につきましては、認定こども園が0・1・2歳児の保育を実施するというのもありますので、この実施をする場合におきましては保健師や看護師等を置くように努めることとすべきではないかという意見を書かせてもらいました。

また、11ページの「設備」でありますけれども、現在、保育所の最低基準が地方に条例の委任がされたことによりまして、満2歳未満の乳幼児に対する基準が「乳児室又はほふく室」という考え方で今、進められております。このことにより、やはり地方におきまして相当大きな差がありますので、今回これに関しましてはできれば「乳児室及びほふく室」に改めまして、面積基準を両室とも現行並みとすべきではないかと思われま。残りにつきましては、書かせていただいております。

続きまして、確認制度です。資料4確認制度の5ページ、「教育・保育の提供に伴う基準」の中に「上乗せ徴収等の取扱い」が書かれております。これからの論議だと思いますが、まずこの経営実態調査の結果を踏まえてこのことについて論議をする必要があるということをお前提条件に置きながら、実費徴収以外の上乗せ徴収等につきましては、運営主体である法人種別による対応を異にする考え方というのが今まで示されております。

今回の幼保連携認定型こども園というのは、学校・児童福祉施設の双方の性格を有することや、また公定価格、また幼稚園におけるところの新制度の移行の選択、低所得者への配慮を行うなど、非常に多様な視点を踏まえた上で、新制度として統一した基準が必要であると考えます。法人種別によって、これらの考え方が違うということは望ましくないと提示しておきたいと思っております。

また、6ページにあります管理・運営等に関する中に会計区分のことについて書かれております。これからの論議だと思っておりますけれども、運営主体である全ての法人の財務諸表を公表するということが前提条件にある中で、施設型給付にかかわる事業を区分経理するということが前提条件であると思っておりますけれども、当該事業以外の学校・社会福祉事業へ

の繰り入れを認めないことを前提とすべきではないかと思っております。意見としては、ここに書いているとおりでございます。

1つだけ質問でございますが、今回、園長資格のことで幼稚園教諭、または保育士の資格を取ることがありましたけれども、27年からこれら2つがなければ、例えば保育教諭はできないという話になっておりますので、8単位取っていくという仕組みを前回お話いただきましたが、これらにつきましては来年度ぐらいからもう進めていくのかどうか。前もって進めていくことが望ましいのではないかという考え方がありますので、そのことについて御質問をさせていただきたいと思っております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。御質問は後でまとめてということで。

それでは、小島委員どうぞ。

○小島代理人 全国保育協議会の小島でございます。

今ほど大変議論になっております園長等の資格についてと、その他職員についての2点、意見を言わせていただきたいと思います。

全保協は、全国に公私立2万近い保育所が加盟している組織でございますので、たくさんのいろいろな経歴を持った園長先生がおられるのは事実でございます。そういった中で、これまで園長の資質を高める研修、そして専門性を高める研修というものに努力してまいったわけでございます。現行の制度では2年以上の経験であったり、研修事項等で園長として認められているわけでございます。質をさらに高めていくという意見に関しては全く同様で、この質の担保ということは大変大事だと思っております。

ただ、施設運営全体ということで考えますと、社会福祉施設としてこれまで保育園はあったわけですが、いわゆる保育サービスの管理、それから職員の処遇等の管理や、さらに会計管理等、施設運営のマネジメントに関する能力はさまざまな点がございます。これまで、全国社会福祉協議会などが行っていました施設管理士の研修を受けて園長になった人もおられます。ですから、余り一つの考え方だけで園長像というのを描くのはどんなものかと思っております。

現行の保育制度も、十分ではないことは事実でございます。そういった意味では、要件の整理も必要だと思っておりますが、今、新たな幼保連携型認定こども園の施設長の資格等に関しては、もう少し専門的な力量を十分検討された上で考えていただきたいと思います。

次に、職員配置に関するものでございます。先ほど坂崎委員のほうからもちょっと出たかもしれませんが、要配慮児童への対応として養護教諭というところですが、看護師を含むということをつけ加えていただけないものか。また、栄養教諭ということについては栄養師を含むということにさせていただきたいと思っております。

また、3歳未満児の受け入れをする場合、調理員の配置については保育所と同様の基準に位置づけることも合わせて必要だと思っております。

今回、意見書を出しておりませんが、後ほど意見書を提出させていただきたいと思いま

す。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員よろしいですか。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

委員提出資料ということで、10ページに入れさせていただきましてありがとうございます。前回の発言のつけ加えもございますし、6月30日に私ども協議会で第13回の全国会議を開きまして仲間からいろいろな意見が出ておりますので、そういったものを書き添えさせていただきました。

まず第1のところですが、あえて読ませていただきます。

「高い水準を引き継ぐ」際には、現行制度の単なる組み合わせだけではなくて、今回の機会に現行制度や関係法規の見直しを含めて、その必要性の有無や高低を原点に返って判断すべきだと考えております。

高い水準とは何かといったときに、現行の制度上の回数だとか、あるいはその他のさまざまな基準点が今後のことを考えましても必要なかどうかという、そこから考えるべきだと考えているわけです。具体的な例としてお示ししたのが健康診断であり、あるいは職員の配置ということであります。

その他、私たちは実務者ですので具体例を挙げさせていただきましたが、そこに書きましたように③の水質検査、あるいは④の学校薬剤師、こういったものは学校保健法なり、何かの見直しということになるでしょうが、⑤の「保育者の労働時間と休憩時間」もそうでございます。

特に、この⑤は先ほど意見も出ましたが、労働形態が多様になっておりますので、現在の労働基準法の中ではなかなか解決しにくい問題がございます。実際問題、給食時間の対応や休憩時間の設定といったことは難しいのです。ある施設では一人1日10時間の仕事をして4日間勤務、それで週3日休日ということを実施している保育所があることを私ははっきり知っております。そして、それは子どもの保育が長時間にわたることを考えたときに、一日当たりの仕事時間数をふやさざるを得ないのです。

これは、実は保育している人間にとっては、ある意味で理想的な形といっても過言ではありません。ただ、勤労者という視点から見たときに果たしてどうなのかということがございますので、いわゆる保育者の健康管理や諸権利の擁護を基本にして実態に合った保育の見直しを図るなり、あるいは十分な交代職員の配置を担保するという制度を強く訴えたいということをつけ加えさせていただきます。

なぜそのようなことを申し上げるのかというと、この2番の「質の高い保育」の実現には、質の高い保育者の確保と養成とが何よりも重要です。保育者にゆとりのある教育・保育の場を実現することが一番だと考えているからです。

そこで、何よりも私たちは「日常の保育職員を増員できること」、ここに力点を置いていただきたいと願うからです。つまり、これまで述べられたようなことについて回数や何

やらが高水準であることはいいことでしょう。健康診断も、月1回じゃなくて12回やったほうがいいかもしれません。

しかしながら、ものの中には何を優先すべきか、というときに財源も限られていますから、その点において私たちは「日常の保育における保育者のきちんとした配置」と、そして「ゆとりある現場というものをつくりたい」と願うからあえて申し上げていることでございます。

なお、その他書かせていただいています、時間がございませんのでぜひお読みいただければと思います。細々とした小さなことがたくさん書いてあります。これは、実務者ゆえのことということでお許し願いたいと思います。

あとは、今回の園長資格について、そして園庭と評価についてちょっと述べさせていただきます。

園長資格については、園長先生というのは本当の話、どのような人がいいのか。こういうところで決まってくると、やはり免許だとか資格だとかということにせざるを得ないところに行き着きそうなのですが、実は人間として一番園長としてふさわしいという人は必ずしも免許・資格を持っている人ばかりではない。もちろん、それを承知の上でお話いただいているのはわかっていますが、そのところなのです。

施設の運営もそうですが、実は園長というのは地域社会と深いかかわりを持ったり、あるいは近くの学校と仲よくしたり、商店街の会長さんと仲よくしたり、いろいろなことがあります。そういったことがうまくできるかどうかは、実を言うと免許・資格とかかわりがないのです。社会的な経験だとか、その人の人望だとか、これはかなりのものを占めるのです。もちろん、それを承知の上で言われているだろうと思いますが、免許・資格にこだわったまま流れることにちょっと心配がございますので申し上げました。

それから、運動場についての考え方は秋田先生の考えに全く賛成でございます。単にまとまった広場という考え方よりも、場合によっては分散されていてもよろしいのではないかと。その施設内で小さな庭があったり、大きな庭、大中小があって、それを合計するとある一定面積を確保するというようなことも含めて考えていったら、もっと楽しい施設がつくれるかと思いました。

最後に、評価のことは今ほど秋田先生のほうからもお話のあったことで、私の誤解の部分もあったことを申し上げておきますが、ただ、私ども施設運営者としてはほかの人の評価を受けるということは、正直言って大変恥ずかしいことだと私個人は認識しております。やはりしっかりやっていて、なぜこれがわかっただけないというか、ほかの方の評価を受けなければならないのだろうというところに反省があるわけです。

現在、例えば本人確認などというのは銀行などに行きますとよくあります。しょっちゅうお付き合いしている行員さん、郵便局の局員さんは、あそこの園の園長さんだとよく知っているのですよ。けれども、本人確認で免許証の提示を求められます。「決まりなのです」ということです。それが本当の人間らしい人間関係なのではないでしょうか。制度が本当の人

間を変えているのではないかと感じざるを得ません。この園長資格について、何となくニュアンスはわかっていたかなという思いでお話申し上げました。

まだありますが、この辺でやめておきます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員どうぞ。順番にいきますので。

○古渡委員 12ページから、協会提出資料があります。大変時間もないものですから、新幼保連携型認定こども園の認可に対する提言という形で書かせてもらっておりますので、よろしくをお願いします。

早速ですけれども、まず全国認定こども園連絡協議会さんもそうですが、当協会も平成18年度から現行法による認定こども園を全国各地で実践してきました。今回もこの新制度において、これまでの経験より「すべての子どもの最善の利益」を実現するために、どうしても必要な観点を今回レポートさせていただいておりますので、それは御確認ください。

実は、今ずっと委員の先生方のお話を聞いていて非常に残念だったのは、認定こども園そのものを多分理解されていないのではないかという観点がたくさんありました。そういう意味で、若干補足説明をさせていただきたいと思いますので、参考資料の12ページの最後、カラーに多分なっていると思いますので、そこを見ていただきたいと思います。

まず、全国認定こども園の提言としての観点でお話ししますと、まず法律の目的というのは18年度にありました。その中には、赤字で書いてありますように「地域における創意工夫を生かしつつ」という、すごく重要な文脈がここに入っております。要は、各地域のそういう観点の中で認定こども園が発展していくための仕組みの法律がこの最初にあると考えています。

そういう意味では、ここからちょっとお話ししなければいけないのが、その左側に3色で認定こども園1年目、2年目、3年目と書いてあります。

これは非常に大事なことで、確かに認定こども園というのはすばらしい施設だと私たちは思っています。

でも、実際に認定されて1年目というのは、はっきり申しますとここまでの機能はできません。本当に今、皆様からの論点で出ていますいろいろな子育て支援とか、全てそうですけれども、実際ここまでは最低でも3年かかります。

そう考えますと、確かにすぐに認定こども園をふやしてほしいのですが、こういうステップがあるということをもっと御確認いただきたいと思います。これは、我々の実践の中ではっきりしている経験ですので、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

この観点は、逆にいいますと弾力的な取扱いもぜひ入れていただきたいと思います。要は、これは各都道府県もそうなのですが、認定するのは県です。でも、実際のところ、こういうことがわからないままにいかれると認定こども園そのものは生きていきません。

ですので、大変申しわけないのですが、今回のこの最後に提出させていただいた

資料によく目を通していただき、実際は認定こども園が本当に各地域で成長するためにはこういうステップがあるということを御確認いただきたいと思います。そうでないと、認定こども園のミッションそのものが、また今回の子ども・子育て支援法の持っている大きな意味がなかなか成立していかないと思いますので、大変申しわけございませんけれども、こういうことがあるということを御確認ください。

あとは、今回資料の中に職員配置基準等も入れておきました。ただ、今回は時間がもう3時間を過ぎておりますのでここで論点整理できませんが、一応協会提出資料として提出させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○無藤部会長 では、あとは北條委員、山口委員、吉田委員、橘原委員で切らせていただきますので、済みません。もう時間が過ぎているのはわかっております。

では、北條委員どうぞ。

○北條委員 何人もの先生がおっしゃっていますけれども、秋田先生、それから荒木先生の御意見に基本的に賛成です。人間味あふれる溜川先生のお言葉とか、それから今の古渡先生の現場からの声というものもよくわかるし、そうだろうなということは思います。

しかし、やはり園長の資格については荒木先生、秋田先生のお考えを支持したいと思います。

その上で、資料3の3ページです。「特例及び弾力的な取扱い」というのは今回じゃないというお話で次回以降だということですが、先ほどもちょっと意見が出ましたので少しだけ申し上げますけれども、もともと前政権下で行われていた子ども・子育て新システムの場合は、きつい言い方をすれば、いわゆる総合こども園への強制的な移行ということが背景にあって、特例が必要だ、弾力的な運用が必要だというふうになっていたはずですが、これは三党合意によって幼保連携型認定型こども園への移行は義務づけないということになったわけですから、そもそもこの特例とか弾力的な取扱いというのは不要だというふうに原理的には思います。

しかし、実際問題としてはこういうものは必要なわけですから、それは前回申し上げましたように特例の終期、終わりを決めて、それでやっていくべきだと考えます。

それから、同じ資料の16ページで給食関係であります。食べることというのはものすごく大事なことだというのはよくわかります。それで、調理室必置とか自園調理ということが随分大事だというふうなお声をたくさん伺いました。それはそうだとは思いますが、それだったら根本的に言えば家庭からお弁当を持ってくる権利というのをなぜ奪うのかという議論が出てくるはずなんです。そのことも、やはり御検討いただきたいと思います。

実は、私は幼稚園ですけれども、調理室をつくって自園調理をやりたかったのです。しかし、どう計算してもものすごく単価が高くなってしまいます。それで、これはだめだ、どうしてもこれは給食費に転嫁できないということで諦めたのですけれども、これは公費負担していただければもちろんできるのです。

私の地元の小学校などでも給食は、ついこの間まで1食当たり子ども一人当たりの単価

が3,500円かかっていたのです。これを、今は改善して外部の業者に委託しているのです。そのことによって、単価が1,000円に減少したのです。だから、3分の1以下になったわけです。でも、まだ1,000円なのです。

参考までに、現在この保育所での調理室で自園調理した場合に、子ども一人当たりの食事の単価というのは一体幾らになるのかを、次回で結構ですけれどもお教えいただきたいと思います。そのコストを考えたら、そういうこだわり方というのはちょっと疑問だと思います。

最後に資料4確認のほうの1ページ目、前回の親会議で申しましたけれども、参考の認定区分、1号、2号、3号というのがありますが、前回、親会議の発言でおわかりいただけたと思いますけれども、こういった表現はやはり書き改めていただかなければいけないと思います。少なくとも「1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども」、この表現はおかしいですよ。前回の親会議で明らかにしましたように、児童福祉法に合致する家庭に必要な保育を1号認定の子どもは受けているのですから、そういうふうを書くべきです。そうすれば、同時に2号認定の場合、教育のことはどうして書かないのかという話になりますけれども、そういうことをちゃんと書くべきです。

ぜひ、ここは書き直していただきたいと思います。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、山口委員お願いします。

○山口委員 時間もないので1点のつもりだったのですが、今、北條先生のほうから給食の話が出ましたので、言わざるを得ないなと思わしてつけ加えさせていただきます。

3歳児以上は外部搬入でOKというのがルールでございまして、やはり0・1・2に関しては自園調理というのは絶対厳守、絶対的に必要なものだと思っております。

それから部屋の設置階ですが、先ほど中澤委員代理がおっしゃったように津波のことを考えれば、高知とか、そういった特殊な地域では高層階というのは必要だということでございましたが、津波の確率よりもはるかに都市部の集中豪雨等による洪水の確率のほうが高いと思っております。そういった観点からも、私どもも都内などでたくさん施設を持っておりますが、それぞれの施設のいろいろな危険性を考えていきますと、23区内の3分の1ぐらいの施設が2階以下というのは非常に怖い施設だというふうに判断しています。そういう意味で、必ずしも2階までがいいということではないという御認識をいただきたいと思っております。以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員 1点だけ、確認制度の6ページですけれども、「管理・運営等の基準」の事故発生の対応のところですか。労働の現場だと労働者死傷病報告というものを報告しなければいけないとなっておりますが、やはり同じような形でしっかりと事故情報を届け出をし、共有化するというのは重要かと思えます。

あとは、事故だけではなく、疾病の情報なども共有できるといいかと思えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員どうぞ。

○橘原委員 今回の制度について、質の高いものとするということにつきましては賛意を示しているところであります。

しかしながら、余りにも高い水準を設けることが今回の制度の目的とするならば、この制度に移行するのが不可能な園がふえてくるのではないかと懸念されます。例えば資料3、14ページにございます「運動場等の設置」についてですが、保育所における運動場については隣接でなくとも一定の条件のもと、屋上を屋外遊戯場と認めることが定められております。それから園長資格についてですが、教諭免許及び保育士資格の両方を持つことを求めておられますが、現在の保育園長は、社会福祉主事の資格を持ち、そしてある一定の経験を積んだ方を園長とすること等が示されているところです。余りにも移行する垣根を高くした制度が良いとも思えません。先に例として触れた現行の保育制度も参考にしてこれから検討を重ねさせていただいて今後の対応を決めてまいりたいと思っております。

もう一点、幼稚園、保育所の現行の基準適合状況というのが出ておりますが、このうち保育所で幼稚園基準を満たすものは約94%と出ております。この94%につきましては、大都市並びに政令指定都市等とその他の地域に分けてどのぐらいの比率になっているのかを次回お知らせいただければありがたいと思っております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから何かあればと思いますが、いかがですか。

○橋本保育課長 坂崎委員のほうから幼稚園教諭免許、それから保育士資格の取得の特例についてのお話があったかと思えます。厚生労働省と文部科学省でそれぞれ検討会を設けまして検討いたしまして、3年、4,320時間の経験ということを前提といたしまして8単位の取得という形で整理がされたところでございます。

私どもとしては、諸準備をした上で、何とか26年度からでもこの特例の運用というものを始めさせていただきたいと考えているところでございます。

○無藤部会長 そういうことでございます。あとの要望は、次回にさせていただくということでございます。

時間が大分過ぎて申しわけございませんでしたが、本日の議題は以上でございます。

次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 本日もありがとうございます。

次回、第4回の部会につきましては8月29日13時～16時ということで予定をしております。

また、親会議の委員を兼ねていただいている先生方には大変恐縮でございますが、明日、親会議につきましては9時半～12時、同じ場所で開催をさせていただきたいと思っております。

ますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、先ほど経営実態調査の関係で資料の数値の修正がございました。大変申しわけございませんでした。毎回ホームページにアップをする資料につきましては、きちんと差しかえたものをアップしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、「第3回子ども・子育て会議基準検討部会」を終了いたします。お疲れ様でした。

～ 以上 ～